

報第 14 号

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

報第 15 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

報第 16 号

学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

報第 17 号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

報第 18 号

任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例案に対
する意見の申出について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第
29 条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められまし
たが、急施を要したため、神奈川県教育委員会教育長に対する事務
委任等に関する規則第 2 条第 2 項の規定により事務を臨時に代理し、
異存のない旨申し出ましたので、同条第 3 項の規定により報告しま
す。

令和 7 年 12 月 19 日提出

神奈川県教育委員会
教育長 花 田 忠 雄

教企第1530号

令和7年11月28日

神奈川県知事 殿

神奈川県教育委員会教育長

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する
条例等について（回答）

令和7年11月25日付け人第2716号で照会のありました標記のことについては、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例案等の内容により、条例改正の手続きを進めていただきたく回答します。

問合せ先

総務室人事グループ 増田、神戸、松山
電話 内線 8037

行政部教職員企画課

企画労務グループ 河合
電話 内線 8138

人第 2716 号
令和 7 年 11 月 25 日

神奈川県教育委員会教育長 殿

神奈川県知事

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例等について（照会）

次の条例案を別紙のとおり令和 7 年第 3 回定例会に提案する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、これに関する貴委員会の意見をお聴きします。

- 意見をお聴きする条例名
 - ・ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例
 - ・ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 - ・ 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
 - ・ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
 - ・ 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

問合せ先
人事課労務グループ 桑原
内線 2182

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項中「100分の12.45」を「100分の12.50」に改める。

第9条の5第2項第2号中「3万1,600円」を「3万8,700円」に改める。

第15条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

第16条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

附則第5項中「第5項ただし書」を「第5項」に改める。

附則第6項中「第4項まで及び第5項ただし書」を「第5項まで」に改める。

別表第1から別表第10までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			

	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	463,300
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	463,600
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	463,900
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	464,200
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	427,300	
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	427,600	
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	427,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	428,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	428,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	428,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	428,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	429,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700	397,000	409,300			
87	266,500	306,100	356,100	397,400	409,600			
88	266,800	306,400	356,500	397,800	409,800			
89	267,100	306,700	356,700	398,100	410,000			
90	267,400	307,000	357,100	398,600	410,300			
91	267,700	307,300	357,500	399,000	410,600			
92	268,000	307,600	357,900	399,400	410,800			

93	268,300	307,800	358,100	399,700	411,000						
94		308,000	358,400	400,200							
95		308,300	358,800	400,600							
96		308,700	359,100	401,000							
97		308,900	359,400	401,300							
98		309,200	359,800								
99		309,500	360,200								
100		309,900	360,600								
101		310,100	361,100								
102		310,400	361,500								
103		310,700	361,900								
104		311,000	362,300								
105		311,200	362,800								
106		311,500	363,200								
107		311,800	363,500								
108		312,100	363,800								
109		312,300	364,200								
110		312,600									
111		313,000									
112		313,300									
113		313,500									
114		313,700									
115		314,000									
116		314,400									
117		314,600									
118		314,800									
119		315,100									
120		315,400									
121		315,700									
122		315,900									
123		316,200									
124		316,500									
125		316,800									
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	248,700	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
	40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
	41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
	42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
	43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
	44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300

	45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
	46	245,500	262,800	289,500	312,900	364,100
	47	245,900	263,200	290,000	313,500	365,100
	48	246,300	263,500	290,300	314,100	366,000
	49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,900
	50	246,900	264,300	291,100	315,400	367,900
	51	247,200	264,600	291,500	316,100	368,900
	52	247,500	264,900	292,000	316,800	369,700
	53	247,700	265,300	292,300	317,400	370,600
	54	248,000	265,600	292,700	318,100	371,400
	55	248,300	265,900	293,200	318,700	372,300
	56	248,600	266,300	293,700	319,300	373,200
	57	248,800	266,600	294,100	319,900	374,000
	58	249,100	266,900	294,700	320,600	374,700
	59	249,400	267,200	295,200	321,300	375,400
	60	249,600	267,500	295,800	321,900	376,100
	61	249,800	267,800	296,400	322,400	376,700
	62	250,100	268,100	296,900	322,900	377,400
	63	250,400	268,400	297,500	323,500	378,100
	64	250,600	268,700	298,000	324,100	378,800
	65	250,800	268,900	298,500	324,700	379,400
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外 の職員	66	251,100	269,200	299,000	325,100	380,100
	67	251,400	269,500	299,500	325,500	380,800
	68	251,600	269,700	300,000	326,000	381,500
	69	251,800	269,900	300,400	326,300	382,100
	70	252,100	270,200	300,800	326,800	382,800
	71	252,400	270,500	301,200	327,300	383,500
	72	252,600	270,700	301,600	327,700	384,200
	73	252,800	270,900	302,000	327,900	384,800
	74	253,100	271,200	302,300	328,200	385,500
	75	253,400	271,500	302,700	328,400	386,200
	76	253,600	271,700	303,100	328,700	386,900
	77	253,800	271,900	303,500	329,000	387,500
	78	254,100	272,200	303,900	329,300	388,200
	79	254,400	272,500	304,300	329,600	388,900
	80	254,600	272,700	304,700	329,800	389,600
	81	254,800	272,900	305,000	330,000	390,200
	82	255,100	273,200	305,500	330,300	390,900
83	255,300	273,500	305,900	330,600	391,600	
84	255,600	273,700	306,400	330,800	392,300	
85	255,800	273,900	306,700	331,000	392,900	
86	256,000	274,100	307,200	331,200	393,600	
87	256,300	274,400	307,700	331,500	394,300	
88	256,600	274,700	308,000	331,800	395,000	
89	256,800	274,900	308,400	332,000	395,600	
90	257,100	275,100	308,900	332,300	396,300	
91	257,400	275,400	309,400	332,600	397,000	
92	257,600	275,600	309,900	332,800	397,700	
93	257,800	275,900	310,200	333,000	398,300	

94	258,100	276,200	310,600	333,300	399,000
95	258,400	276,500	311,000	333,600	399,700
96	258,600	276,700	311,500	333,800	400,400
97	258,800	276,900	311,900	334,000	401,000
98	259,100	277,200	312,300		401,700
99	259,400	277,400	312,600		402,400
100	259,600	277,700	312,900		403,000
101	259,800	277,900	313,200		403,400
102	260,100	278,100	313,600		403,900
103	260,400	278,400	313,900		404,400
104	260,600	278,700	314,300		404,900
105	260,800	278,900	314,600		405,300
106		279,100	315,000		
107		279,400	315,400		
108		279,600	315,600		
109		279,900	315,800		
110		280,200	316,100		
111		280,500	316,400		
112		280,700	316,600		
113		280,900	316,800		
114		281,200	317,100		
115		281,400	317,400		
116		281,600	317,600		
117		281,900	317,800		
118		282,200	318,100		
119		282,500	318,400		
120		282,700	318,600		
121		282,900	318,800		
122		283,100	319,100		
123		283,400	319,400		
124		283,700	319,600		
125		283,900	319,800		
126		284,100	320,100		
127		284,400	320,400		
128		284,700	320,600		
129		284,900	320,800		
130		285,100			
131		285,400			
132		285,700			
133		285,900			
134		286,100			
135		286,400			
136		286,700			
137		286,900			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 給	料	月	準 額	基 給	料	月	準 額	基 給	料	月	準 額	基 給	料	月	準 額				
	円				円				円				円							
	206,200				217,300				235,900				257,800				290,200			

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第3条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	263,000	269,600	319,700	344,100	396,900	433,100
	2	228,000	248,800	264,700	271,500	320,500	345,600	398,600	435,400
	3	230,400	251,000	266,400	273,600	321,500	347,000	400,300	437,900
	4	232,800	253,200	267,900	275,700	322,300	348,500	402,000	440,300
	5	235,200	255,400	269,500	277,700	323,200	350,000	403,500	442,700
	6	237,800	257,400	271,500	279,000	324,400	351,400	405,300	444,500
	7	240,500	259,400	273,600	280,300	325,700	352,700	407,300	446,400
	8	243,400	261,200	275,700	281,600	327,000	354,000	409,300	448,300
	9	246,600	263,000	277,700	282,900	328,200	355,300	412,600	450,100
	10	248,800	264,700	279,000	284,200	329,700	356,900	414,600	451,700
	11	251,000	266,400	280,300	285,400	331,000	358,500	416,100	453,300
	12	253,200	267,900	281,600	286,600	332,100	360,100	417,600	454,800
	13	255,400	269,500	282,900	287,800	333,100	361,600	419,000	456,200
	14	257,400	271,500	284,200	288,800	334,300	363,200	420,600	457,900
	15	259,400	273,600	285,400	289,800	335,500	364,800	422,200	459,500
	16	261,200	275,700	286,600	291,200	336,600	366,300	423,700	460,900
	17	263,000	277,700	287,800	292,300	337,700	367,800	425,200	461,800
	18	264,700	279,000	288,800	294,400	340,600	369,400	427,300	463,400
	19	266,400	280,300	289,800	296,700	343,400	371,000	429,300	465,200
	20	267,800	281,600	291,200	299,000	346,200	372,500	431,400	467,000
	21	269,200	282,900	292,300	301,200	349,100	374,000	433,100	468,500
	22	271,000	284,200	293,400	303,000	351,000	375,600	434,700	470,300
	23	272,300	285,400	294,500	304,500	352,500	377,200	436,200	472,100
	24	273,700	286,600	295,600	305,800	353,900	378,800	437,700	473,800
	25	275,100	287,800	296,800	307,600	355,200	380,200	439,200	475,400
	26	276,300	288,800	297,400	308,700	356,800	382,600	440,800	477,100
	27	277,500	289,800	297,900	309,700	358,400	385,200	442,200	478,700
	28	278,600	291,200	298,500	311,000	360,000	387,900	443,600	480,500
	29	279,900	292,300	298,900	311,600	361,500	390,500	444,700	482,000
	30	281,000	293,400	299,500	312,300	363,100	392,600	446,100	483,400
	31	282,200	294,500	300,000	312,900	364,600	394,500	447,600	484,900
	32	283,300	295,600	300,500	313,600	366,100	396,100	449,100	486,200
	33	284,600	296,800	300,900	314,200	367,600	397,700	450,400	487,400
	34	285,900	297,400	301,500	314,900	369,200	399,300	452,100	488,100
	35	287,100	297,900	302,000	315,600	370,700	401,000	453,700	488,800
	36	288,300	298,500	302,500	316,200	372,200	402,700	455,300	489,400
	37	289,200	298,900	303,000	316,900	373,700	404,400	456,700	489,900
	38	291,100	299,500	303,600	317,600	375,300	406,400	458,400	490,600
	39	293,100	300,000	304,000	318,200	376,900	408,300	460,100	491,200
	40	294,900	300,500	304,400	319,000	378,500	410,200	461,700	491,800
	41	296,800	300,900	304,900	319,700	379,900	411,900	463,100	492,100
	42	297,400	301,500	305,500	320,500	381,600	413,300	463,800	492,700
	43	297,900	302,000	306,100	321,500	383,300	414,500	464,500	493,200
	44	298,500	302,500	306,600	322,300	384,900	415,800	465,200	493,700
	45	298,900	303,000	307,200	323,200	386,500	416,800	465,600	494,200
	46	299,500	303,600	307,900	324,400	388,100	417,900	466,100	494,600
	47	300,000	304,000	308,600	325,700	389,700	418,900	466,700	495,000
	48	300,500	304,400	309,200	327,000	391,300	419,900	467,300	495,400
	49	300,900	304,900	309,800	328,200	393,000	421,000	467,900	495,700
	50	301,500	305,500	311,900	329,700	395,000	422,200	468,600	
	51	302,000	306,100	314,000	331,000	397,000	423,300	469,100	
	52	302,500	306,600	316,100	332,000	399,000	424,500	469,600	
	53	303,000	307,200	318,100	332,900	400,700	425,800	470,100	
	54	303,600	307,900	320,100	334,100	402,400	428,000	470,400	
	55	304,000	308,600	322,100	335,200	403,900	430,400	470,700	
	56	304,400	309,200	323,800	336,300	405,400	432,700	471,100	

	57	304,900	309,800	326,100	337,400	406,600	435,000	471,400
	58	305,500	310,600	328,000	338,600	407,600	436,500	471,600
	59	306,100	311,400	329,700	339,800	408,600	438,000	471,900
	60	306,600	312,100	331,500	340,800	409,600	439,400	472,100
	61	307,200	312,900	332,500	341,900	410,700	440,900	472,400
	62	307,900	313,900	333,700	343,100	411,800	442,200	472,600
	63	308,600	314,900	334,900	344,300	412,900	443,400	472,800
	64	309,200	315,900	336,000	345,500	414,000	444,600	473,000
	65	309,800	316,900	337,100	346,600	415,300	445,600	473,400
	66	310,600	318,000	338,300	347,700	416,100	446,300	473,600
	67	311,400	319,000	339,500	348,900	416,900	447,100	473,800
	68	312,100	320,000	340,600	350,100	417,500	447,900	474,000
	69	312,900	321,000	341,700	351,200	418,000	448,400	474,400
	70	313,900	322,100	342,900	352,500	419,400	448,800	
	71	314,900	323,200	344,100	353,700	421,100	449,200	
	72	315,900	324,300	345,300	354,900	422,700	449,500	
	73	316,900	325,100	346,500	356,100	424,500	449,800	
	74	318,000	326,200	347,700	357,400	425,300	450,200	
	75	319,000	327,300	348,900	358,700	426,100	450,500	
	76	320,000	328,400	350,100	360,000	426,800	450,800	
	77	321,000	329,300	351,200	360,900	427,700	451,000	
	78	322,100	330,400	352,500	362,200	428,400	451,300	
	79	323,200	331,500	353,700	363,400	429,100	451,600	
	80	324,300	332,600	354,900	364,600	429,700	451,900	
	81	325,100	333,600	356,100	365,700	430,400	452,200	
	82	326,200	334,700	357,400	367,000	430,800	452,500	
	83	327,300	335,900	358,700	368,400	431,400	452,800	
	84	328,400	337,100	360,000	369,800	432,000	453,100	
	85	329,300	337,800	360,900	371,100	432,400	453,300	
	86	330,400	339,100	362,200	372,600	433,000	453,600	
	87	331,500	340,400	363,400	374,100	433,500	453,900	
	88	332,600	341,700	364,600	375,500	434,000	454,200	
	89	333,600	342,900	365,700	376,700	434,500	454,400	
	90	334,700	344,300	367,000	378,100	435,100	454,700	
	91	335,900	345,700	368,400	379,400	435,500	455,000	
	92	337,100	347,100	369,800	380,800	435,900	455,200	
	93	337,800	348,400	371,100	381,900	436,300	455,400	
	94	339,100	350,000	372,600	383,100	436,600	455,700	
	95	340,400	351,500	374,100	384,300	436,900	456,000	
	96	341,700	353,000	375,500	385,500	437,200	456,300	
	97	342,900	354,400	376,700	386,800	437,500	456,500	
	98	344,300	355,900	378,100	388,000	437,800	456,800	
	99	345,700	357,400	379,400	389,200	438,100	457,100	
	100	347,100	358,800	380,800	390,300	438,300	457,400	
	101	348,400	360,100	381,900	391,400	438,500	457,600	
	102	350,000	361,300	383,100	392,600	438,800		
	103	351,500	362,500	384,300	393,700	439,100		
	104	353,000	363,800	385,500	394,900	439,300		
	105	354,400	365,100	386,800	396,100	439,500		
	106	355,900	366,600	388,000	396,600	439,800		
	107	357,400	368,100	389,200	397,100	440,100		
	108	358,800	369,500	390,300	397,600	440,300		
	109	360,100	370,800	391,400	398,200	440,500		
	110	361,300	372,000	392,600	399,800	440,800		
	111	362,500	373,100	393,700	401,300	441,100		
	112	363,800	374,300	394,900	402,900	441,300		
	113	365,100	375,400	396,000	404,300	441,500		
	114	366,600	376,500	396,600	405,500			
	115	368,100	377,600	397,100	406,900			
	116	369,500	378,700	397,600	407,900			

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

117	370,800	379,900	398,200	409,200			
118	371,800	380,400	398,800	410,300			
119	372,700	381,000	399,400	411,400			
120	373,800	381,600	400,000	412,600			
121	374,600	382,200	400,300	413,900			
122	375,100	382,700	400,800	414,700			
123	375,600	383,100	401,300	415,500			
124	376,100	383,600	401,800	416,200			
125	376,400	384,000	402,200	416,700			
126		384,400	402,600	417,400			
127		384,900	403,100	418,100			
128		385,400	403,600	418,800			
129		385,800	404,000	419,100			
130		386,300	404,500	419,800			
131		386,900	405,000	420,500			
132		387,400	405,400	421,000			
133		387,600	405,700	421,400			
134		388,100	406,100	421,900			
135		388,600	406,500	422,500			
136		389,000	406,800	423,000			
137		389,500	407,100	423,500			
138		390,000	407,600	423,900			
139		390,500	408,100	424,400			
140		391,000	408,600	424,900			
141		391,300	408,900	425,400			
142		391,800	409,400	425,900			
143		392,300	409,900	426,500			
144		392,800	410,400	427,000			
145		393,100	410,700	427,400			
146		393,600	411,200	428,000			
147		394,000	411,700	428,500			
148		394,400	412,200	428,700			
149		394,700	412,600	429,000			
150		395,100	413,100	429,500			
151		395,600	413,500	429,800			
152		396,100	414,000	430,100			
153		396,400	414,400	430,400			
154		396,800	414,900	430,800			
155		397,300	415,300	431,200			
156		397,800	415,800	431,600			
157		398,100	416,200	431,900			
158			416,700	432,300			
159			417,100	432,700			
160			417,600	433,100			
161			418,000	433,400			
162			418,500	433,800			
163			418,900	434,200			
164			419,400	434,600			
165			419,800	434,900			
166			420,300	435,300			
167			420,700	435,700			
168			421,200	436,100			
169			421,600	436,400			
170			422,100				
171			422,500				
172			423,000				
173			423,400				

定年再 任用短 時間勤 務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	267,500	272,000	288,300	304,600	321,900	336,500	397,000	429,900	

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第4（第3条関係）

海 事 職 給 料 表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	233,100	291,100	333,000	379,900	422,900	476,600
	2	236,400	292,800	334,100	381,600	425,000	478,400
	3	239,700	294,500	335,200	383,300	427,100	480,200
	4	243,000	296,200	336,200	384,800	429,200	482,000
	5	246,200	297,900	337,100	386,300	431,100	483,800
	6	249,300	299,400	338,500	388,000	432,500	485,500
	7	252,500	300,800	340,100	389,700	433,900	487,200
	8	255,500	302,300	341,700	391,200	435,200	488,800
	9	258,500	303,800	343,600	392,700	436,500	490,200
	10	261,400	305,100	345,200	394,200	437,800	491,400
	11	264,300	306,300	346,800	395,600	439,000	492,600
	12	267,100	307,600	348,400	397,100	440,200	493,600
	13	269,900	308,900	350,100	398,600	441,400	494,500
	14	272,800	310,200	351,700	400,000	442,600	495,500
	15	275,600	311,400	353,300	401,300	443,700	496,500
	16	278,300	312,700	354,800	402,600	444,800	497,400
	17	280,900	313,900	356,300	404,100	445,800	497,700
	18	282,300	315,000	357,100	405,600	446,800	498,600
	19	283,700	316,200	357,900	407,200	447,900	499,400
	20	285,100	317,300	358,600	408,800	449,000	500,300
	21	286,500	318,600	359,400	410,300	449,900	501,200
	22	287,600	319,400	360,100	411,700	450,700	502,100
	23	288,700	320,100	360,900	413,100	451,600	503,000
	24	289,800	320,800	361,600	414,500	452,400	503,900
	25	290,900	321,500	362,400	415,800	453,300	504,700
	26	291,500	322,200	363,100	417,000	454,200	505,400
	27	291,900	322,800	363,900	418,200	455,000	506,000
	28	292,300	323,400	364,600	419,400	455,800	506,600
	29	292,700	324,100	365,300	420,600	456,200	507,100
	30	293,100	324,600	366,000	421,600	456,700	507,600
	31	293,400	325,200	366,600	422,600	457,300	508,200
	32	293,700	325,800	367,300	423,600	457,800	508,800
	33	294,000	326,400	368,000	424,100	458,300	509,100
	34	294,300	327,000	368,600	424,900	458,600	509,600
	35	294,600	327,400	369,300	425,800	459,000	510,100

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	36	294,900	327,900	369,900	426,700	459,400	510,600
	37	295,200	328,400	370,600	427,500	459,700	511,100
	38	295,500	328,900	371,200	428,400	460,200	511,700
	39	295,800	329,400	371,800	429,200	460,800	512,000
	40	296,100	329,700	372,500	430,100	461,400	512,600
	41	296,400	330,000	373,200	430,900	462,000	513,100
	42	296,600	330,300	373,900	431,700	462,700	513,700
	43	296,900	330,600	374,600	432,600	463,300	514,000
	44	297,200	330,900	375,200	433,100	463,900	514,600
	45	297,500	331,200	375,800	433,300	464,200	515,100
	46	297,700	331,500	376,600	433,700	464,800	
	47	298,000	331,800	377,400	434,000	465,400	
	48	298,300	332,100	378,100	434,300	466,000	
	49	298,600	332,400	378,900	434,600	466,400	
	50	298,900	332,700	379,800	434,800	466,700	
	51	299,200	333,000	380,600	435,100	467,000	
	52	299,400	333,300	381,300	435,500	467,200	
	53	299,600	333,600	381,900	435,800	467,400	
	54	299,900	333,900	382,800	436,300	467,600	
	55	300,200	334,200	383,700	436,800	467,900	
	56	300,400	334,400	384,500	437,300	468,200	
	57	300,600	334,600	384,800	437,900	468,400	
	58	300,900	334,900	385,100	438,500	468,700	
	59	301,200	335,200	385,400	439,000	469,000	
	60	301,400	335,400	385,700	439,500	469,200	
	61	301,600	335,600	386,000	440,100	469,400	
	62	301,900	335,900	386,300	440,600		
	63	302,200	336,200	386,600	441,100		
	64	302,400	336,400	386,900	441,600		
	65	302,600	336,600	387,100	442,100		
66	302,800	336,900	387,300	442,700			
67	303,000	337,200	387,600	443,200			
68	303,300	337,400	387,900	443,800			
69	303,600	337,600	388,200	444,300			
70			388,400	444,800			
71			388,700	445,400			
72			389,000	446,000			
73			389,300	446,300			

	74			389,700	446,900		
	75			390,100	447,500		
	76			390,500	448,000		
	77			390,900	448,400		
	78			391,300	448,900		
	79			391,800	449,600		
	80			392,300	450,300		
	81			392,700	450,500		
	82			393,100	451,000		
	83			393,500	451,700		
	84			393,900	452,400		
	85			394,400	452,600		
	86			394,900			
	87			395,400			
	88			395,900			
	89			396,200			
	90			396,600			
	91			396,900			
	92			397,300			
	93			397,800			
	94			398,100			
	95			398,600			
	96			399,000			
	97			399,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		233,500	264,600	295,300	337,800	367,200	415,600

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第3条関係)

海 事 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	221,200	258,000	299,300	326,200	350,400
	2	222,900	261,000	300,200	327,700	351,200
	3	224,600	263,900	301,100	329,200	351,900
	4	226,200	266,800	301,900	330,200	352,600
	5	227,700	269,700	302,800	330,900	353,200
	6	230,400	271,700	303,700	331,600	353,700
	7	233,200	273,700	304,600	332,400	354,200
	8	235,800	275,600	305,500	333,200	354,600
	9	238,500	277,400	306,400	334,100	355,000
	10	240,700	278,800	307,400	335,100	355,400
	11	242,800	280,300	308,400	336,100	355,800
	12	244,900	281,700	309,300	337,100	356,100
	13	246,900	283,000	310,300	337,900	356,400
	14	248,700	284,000	311,300	338,500	356,800
	15	250,500	284,700	312,300	339,000	357,100
	16	252,100	285,300	313,400	339,500	357,400
	17	253,600	285,800	314,200	339,900	357,700
	18	255,100	286,300	315,000	340,400	358,000
	19	256,700	286,700	315,800	340,900	358,300
	20	258,200	287,100	316,800	341,300	358,600
	21	259,600	287,600	317,900	341,700	358,800
	22	260,900	288,400	319,000	342,000	359,100
	23	262,000	289,100	320,000	342,300	359,400
	24	263,200	289,700	321,000	342,600	359,600
	25	264,300	290,300	321,800	342,900	359,800
	26	265,300	290,800	322,600	343,200	360,100
	27	266,400	291,300	323,400	343,500	360,400
	28	267,300	291,800	324,200	343,800	360,600
	29	268,300	292,400	324,900	344,000	360,800
	30	269,200	293,100	325,700	344,300	361,100
	31	270,100	293,800	326,500	344,600	361,400
	32	270,900	294,200	327,300	344,800	361,600
	33	271,600	294,500	328,100	345,000	361,800
	34	272,300	294,800	328,900	345,200	362,100
	35	272,800	295,100	329,600	345,400	362,400
	36	273,300	295,400	330,200	345,700	362,600

	37	273,900	295,900	330,900	346,000	362,800
	38	274,500	296,400	331,700	346,300	363,100
	39	275,000	296,900	332,400	346,600	363,400
	40	275,500	297,500	333,000	346,800	363,600
	41	275,900	298,000	333,600	347,000	363,800
	42	276,300	298,500	334,300	347,300	364,100
	43	276,700	299,000	335,000	347,600	364,400
	44	277,100	299,600	335,500	347,800	364,600
	45	277,700	300,100	335,900	348,000	364,800
	46	278,300	300,700	336,300	348,300	365,100
	47	278,900	301,300	336,700	348,600	365,400
	48	279,500	301,900	337,000	348,800	365,600
	49	280,000	302,400	337,300	349,000	365,800
	50	280,600	303,000	337,600	349,300	366,100
	51	281,200	303,500	337,900	349,600	366,400
	52	281,700	304,000	338,200	349,800	366,600
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外 の職 員	53	282,200	304,500	338,400	350,000	366,800
	54	282,700	304,900	338,700	350,300	367,100
	55	283,200	305,400	339,000	350,600	367,400
	56	283,700	305,800	339,200	350,800	367,600
	57	284,200	306,100	339,500	351,000	367,800
	58	284,700	306,500	339,800	351,300	368,100
	59	285,200	306,900	340,100	351,600	368,400
	60	285,600	307,200	340,300	351,800	368,600
	61	286,000	307,600	340,500	352,000	368,800
	62	286,300	308,000	340,800	352,300	369,100
	63	286,600	308,300	341,100	352,600	369,400
	64	286,800	308,500	341,300	352,800	369,600
	65	287,000	308,800	341,500	353,000	369,800
	66	287,300	309,000	341,800	353,300	370,100
	67	287,600	309,300	342,100	353,600	370,400
68	287,800	309,600	342,300	353,800	370,600	
69	288,000	309,900	342,500	354,000	370,800	
70	288,300	310,100	342,800	354,200	371,100	
71	288,500	310,400	343,100	354,400	371,400	
72	288,700	310,700	343,300	354,600	371,600	
73	289,000	311,000	343,500	355,000	371,800	
74		311,300	343,800	355,200	372,100	
75		311,600	344,100	355,500	372,400	
76		311,800	344,300	355,800	372,600	
77			312,000	344,500	356,000	372,800

	78		312,300	344,800	356,300	373,100	
	79		312,600	345,100	356,600	373,400	
	80		312,800	345,300	356,800	373,600	
	81		313,000	345,500	357,000	373,800	
	82		313,300	345,800	357,300	374,100	
	83		313,600	346,000	357,600	374,400	
	84		313,800	346,200	357,800	374,600	
	85		314,000	346,500	358,000	374,800	
	86		314,300	346,800	358,300	375,100	
	87		314,600	347,000	358,600	375,400	
	88		314,800	347,300	358,800	375,600	
	89		315,000	347,500	359,000	375,800	
	90		315,200	347,700	359,200	376,100	
	91		315,500	348,000	359,500	376,400	
	92		315,800	348,300	359,700	376,600	
	93		316,000	348,500	360,000	376,800	
	94		316,300	348,800	360,300		
	95		316,600	349,000	360,600		
	96		316,800	349,300	360,800		
	97		317,000	349,500	361,000		
	98		317,200	349,700	361,300		
	99		317,400	349,900	361,600		
	100		317,700	350,100	361,800		
	101		318,000	350,500	362,000		
	102		318,300	350,700	362,400		
	103		318,500	350,900	362,600		
	104		318,700	351,200	362,800		
	105		319,000	351,500	363,000		
	106			351,700			
	107			352,000			
	108			352,300			
	109			352,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月額	準額	基給料月額	準額	基給料月額	準額
			円		円		円
		227,700		243,200		245,200	
						267,900	
							297,900

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職給料表(1)の適用を受ける者を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 (第3条関係)

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100	518,500
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300	526,400
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000	534,200
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900	541,300
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800	546,600
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800	551,100
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	516,600	554,100
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	520,900	556,100
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	525,000	
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	528,400	
	11	213,200	269,300	357,200	402,500		
	12	215,200	271,200	358,800	403,900		
	13	217,200	273,200	360,400	405,200		
	14	219,100	275,400	361,400	406,700		
	15	221,000	277,600	362,400	408,200		
	16	222,800	279,800	363,300	409,700		
	17	224,500	281,900	364,400	411,200		
	18	226,300	284,200	365,600	412,800		
	19	228,100	286,500	366,800	414,400		
	20	229,900	288,900	368,000	416,100		
	21	231,700	291,200	369,200	417,300		
	22	233,500	293,300	370,300	418,700		
	23	235,200	295,400	371,300	420,100		
	24	236,900	297,400	372,300	421,400		
	25	238,600	299,400	373,400	422,700		
	26	240,700	301,300	374,400	424,000		
	27	242,600	303,200	375,300	425,500		
	28	244,500	305,100	376,300	427,000		
	29	246,400	307,000	377,200	428,200		
	30	247,500	308,500	378,000	429,400		
	31	248,600	310,000	378,800	431,000		
	32	249,700	311,500	379,600	432,500		
	33	251,100	313,000	380,300	433,800		
	34	252,400	314,500	381,000	435,200		
	35	253,800	316,000	381,800	436,600		
	36	255,200	317,400	382,600	438,000		
	37	256,600	318,800	383,300	439,400		
	38	258,100	319,700	384,000	440,800		
	39	259,600	320,600	384,800	442,200		
	40	261,200	321,400	385,600	443,600		
	41	262,600	322,100	386,400	444,700		
	42	263,900	322,600	387,600	446,000		
	43	265,300	323,100	388,800	447,400		

	44	266,700	323,500	390,000	448,700
	45	268,200	323,900	390,700	449,500
	46	269,500	324,400	391,700	450,300
	47	270,700	324,900	392,500	451,200
	48	271,900	325,300	393,200	452,100
	49	273,100	325,700	393,900	452,900
	50	274,200	326,100	394,600	453,700
	51	275,300	326,400	395,200	454,300
	52	276,400	326,900	395,800	455,100
	53	277,400	327,300	396,400	455,500
	54	278,500	327,700	397,100	456,100
	55	279,500	328,100	397,900	456,600
	56	280,500	328,400	398,700	457,100
	57	281,500	328,800	399,300	457,600
	58	282,200	329,100	400,100	458,200
	59	282,700	329,500	400,800	458,700
	60	283,300	329,800	401,500	459,200
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	283,900	330,200	402,100	459,700
	62	284,500	330,700	402,800	460,300
	63	285,100	331,300	403,400	460,800
	64	285,600	331,800	404,100	461,300
	65	286,200	332,200	404,800	461,800
	66	286,700	332,800	405,400	
	67	287,300	333,300	406,000	
	68	287,800	333,900	406,700	
	69	288,400	334,400	407,400	
	70	289,100	334,900	407,900	
	71	289,700	335,400	408,500	
	72	290,300	336,000	409,100	
	73	290,900	336,500	409,600	
	74	291,500	337,200	410,200	
	75	292,100	337,900	410,800	
	76	292,800	338,600	411,300	
	77	293,400	339,200	411,800	
	78	294,100	339,800	412,300	
	79	294,800	340,500	412,800	
	80	295,300	341,200	413,500	
	81	295,900	341,900	413,900	
	82	296,500	342,600		
	83	297,200	343,200		
	84	297,800	343,800		
	85	298,300	344,300		
	86	298,900	344,800		
	87	299,600	345,200		
	88	300,200	345,600		
	89	300,700	345,900		
	90	301,300	346,400		
	91	302,000	346,700		
	92	302,600	347,100		

	93	303,200	347,400				
	94	303,800	347,700				
	95	304,400	348,100				
	96	305,000	348,500				
	97	305,300	349,000				
	98	305,800	349,500				
	99	306,400	350,000				
	100	306,900	350,500				
	101	307,300	351,000				
	102	307,700	351,500				
	103	308,000	351,900				
	104	308,400	352,400				
	105	308,800	352,800				
	106	309,200	353,200				
	107	309,600	353,700				
	108	309,900	354,100				
	109	310,100	354,600				
	110	310,500	355,000				
	111	310,800	355,400				
	112	311,000	355,800				
	113	311,300	356,300				
	114	311,600	356,700				
	115	311,900	357,100				
	116	312,200	357,500				
	117	312,400	358,000				
	118	312,700	358,400				
	119	312,900	358,800				
	120	313,200	359,200				
	121	313,500	359,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		230,200	273,400	299,200	343,000	403,400	446,700

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第7（第3条関係）

医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	

員以外の職員	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	
	49	413,100	487,300	542,700	
	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400	563,900	
	75		501,800	564,800	
	76		502,200	565,700	
	77		502,700	566,500	
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月準額	基給料月準額	基給料月準額	基給料月準額
		円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500

備考 この表は、保健福祉事務所、社会福祉施設等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第8（第3条関係）

医療職給料表（2）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料 月 額	給料 月 額	給料 月 額	給料 月 額	給料 月 額	給料 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	255,900	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	258,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	260,500	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	262,700	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	264,500	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	266,200	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	267,900	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	270,000	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	271,300	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	272,600	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	273,700	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	274,400	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	275,200	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	275,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	276,700	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	277,500	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	278,300	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	279,100	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	279,800	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	280,500	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	281,300	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	282,100	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	282,900	328,600	376,800	418,200	461,600
	37	249,800	283,700	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	284,500	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	285,200	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	286,000	333,500	380,600	419,400	
	41	252,200	286,800	334,400	381,600	419,700	
	42	252,800	287,600	335,600	382,600	420,000	
	43	253,400	288,400	336,800	383,600	420,300	
	44	253,900	289,100	338,000	384,500	420,600	

	45	254,300	289,900	338,900	385,300	420,800
	46	254,900	290,800	339,900	386,100	421,100
	47	255,300	291,700	340,900	387,000	421,400
	48	255,700	292,400	341,800	387,800	421,700
	49	256,100	293,100	342,700	388,300	421,900
	50	256,600	294,000	343,600	389,100	422,100
	51	257,100	294,900	344,600	389,900	422,400
	52	257,600	295,600	345,500	390,700	422,700
	53	257,900	296,400	346,000	391,100	422,900
	54	258,200	297,400	346,900	391,800	423,100
	55	258,500	298,300	347,600	392,500	423,400
	56	258,800	299,300	348,500	393,100	423,700
	57	259,100	300,300	349,200	393,500	423,900
	58	259,400	301,400	349,500	394,000	424,100
	59	259,700	302,400	349,900	394,600	424,400
	60	260,000	303,300	350,500	395,200	424,700
	61	260,300	304,300	351,100	395,600	424,900
	62	260,600	305,300	351,800	396,100	425,100
	63	260,900	306,300	352,500	396,600	425,400
	64	261,200	307,300	353,100	397,100	425,700
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	65	261,500	308,200	353,800	397,700	425,900
	66	261,800	309,400	354,300	398,200	
	67	262,100	310,500	354,900	398,800	
	68	262,400	311,600	355,500	399,400	
	69	262,700	312,600	355,800	399,900	
	70	263,000	313,700	356,300	400,400	
	71	263,300	314,800	356,700	400,800	
	72	263,500	315,800	357,200	401,200	
	73	263,700	316,900	357,700	401,500	
	74	264,000	317,900	358,200	402,000	
	75	264,300	319,000	358,700	402,400	
	76	264,500	320,100	359,100	402,800	
	77	264,700	321,100	359,400	403,200	
	78	265,000	322,100	359,700	403,700	
	79	265,300	323,100	359,900	404,100	
	80	265,500	324,100	360,200	404,500	
	81	265,700	325,000	360,700	404,900	
	82	266,000	326,000	361,000	405,400	
	83	266,300	327,000	361,300	405,800	
	84	266,500	327,900	361,600	406,200	
	85	266,700	328,800	362,000	406,600	
	86		329,500	362,300	407,100	
	87		330,200	362,600	407,500	
	88		330,800	362,900	407,900	
	89		331,400	363,300	408,300	
	90		332,100	363,600		
	91		332,700	363,800		
	92		333,300	364,100		

93	333,900	364,400
94	334,100	364,800
95	334,500	365,200
96	335,000	365,600
97	335,600	366,100
98	336,100	366,500
99	336,600	366,900
100	337,000	367,300
101	337,600	367,800
102	338,100	
103	338,500	
104	339,000	
105	339,500	
106	339,800	
107	340,000	
108	340,300	
109	340,700	
110	341,100	
111	341,400	
112	341,700	
113	342,000	
114	342,200	
115	342,600	
116	342,900	
117	343,100	
118	343,400	
119	343,700	
120	343,900	
121	344,100	
122	344,400	
123	344,700	
124	344,900	
125	345,100	
126	345,300	
127	345,700	
128	345,900	
129	346,100	
130	346,400	
131	346,800	
132	347,200	
133	347,400	

定年前再任用短時間勤務職員	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	201,300	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400		

備考 この表は、保健福祉事務所、社会福祉施設等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師その他の医療技術職員、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第9 (第3条関係)

医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	480,000
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	480,700
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	481,400

	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	482,200
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	448,700	
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	449,000	
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	449,300	
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	449,700	
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	450,100	
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	450,400	
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	450,700	
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	451,100	
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100		
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
	86	295,800	322,600	360,600	379,900	409,000		
	87	296,300	323,600	361,400	380,500	409,500		
	88	296,800	324,600	362,200	381,000	409,900		
	89	297,200	325,500	362,800	381,300	410,300		
	90	297,700	326,500	363,400	381,800	410,700		
	91	298,200	327,500	364,000	382,100	411,200		
	92	298,700	328,500	364,600	382,400	411,600		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

93	299,200	329,300	365,000	383,000	412,000
94	299,600	330,000	365,400	383,500	
95	300,100	330,700	365,900	384,000	
96	300,700	331,300	366,300	384,500	
97	301,300	331,800	366,800	385,100	
98	301,800	332,100	367,200	385,600	
99	302,300	332,600	367,700	386,100	
100	302,800	333,200	368,100	386,500	
101	303,200	333,600	368,400	387,100	
102	303,700	334,100	368,900	387,600	
103	304,100	334,700	369,200	388,100	
104	304,500	335,200	369,500	388,600	
105	304,900	335,600	369,900	389,200	
106	305,300	336,100	370,400	389,600	
107	305,700	336,600	370,900	390,100	
108	306,000	337,100	371,400	390,600	
109	306,200	337,500	371,900	391,200	
110	306,500	337,800	372,400		
111	306,700	338,100	372,900		
112	307,000	338,400	373,300		
113	307,300	338,700	373,700		
114	307,500	339,100	374,100		
115	307,800	339,400	374,600		
116	308,000	339,700	375,100		
117	308,300	339,900	375,500		
118	308,500	340,200	376,000		
119	308,800	340,500	376,500		
120	309,100	340,700	377,000		
121	309,400	340,900	377,300		
122	309,700	341,200			
123	310,000	341,500			
124	310,300	341,800			
125	310,500	342,000			
126	310,700	342,300			
127	311,000	342,600			
128	311,400	342,800			
129	311,600	343,000			
130	311,900	343,200			
131	312,200	343,500			
132	312,600	343,700			
133	312,800	344,000			
134	313,100	344,400			
135	313,400	344,800			
136	313,700	345,200			
137	313,900	345,500			
138	314,200	345,900			
139	314,500	346,300			
140	314,800	346,700			

141	315,000	347,000						
142	315,300	347,400						
143	315,700	347,700						
144	316,000	348,100						
145	316,200	348,400						
146	316,400	348,800						
147	316,700	349,200						
148	317,000	349,600						
149	317,200	349,900						
150	317,400	350,300						
151	317,700	350,700						
152	318,000	351,100						
153	318,400	351,400						
154	318,600							
155	318,800							
156	319,100							
157	319,400							
158	319,700							
159	320,000							
160	320,300							
161	320,700							
162	321,000							
163	321,300							
164	321,600							
165	322,000							
166	322,300							
167	322,600							
168	322,900							
169	323,300							
定年前再任用短時間勤務職員	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000	

備考 この表は、社会福祉施設等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第10 (第3条関係)

福祉職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	212,700	267,600	299,600	325,700	366,800	420,700
	2	214,400	269,000	300,500	327,400	368,500	422,600
	3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100	424,500
	4	217,700	271,600	302,200	330,300	371,700	426,300
	5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300	428,100
	6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100	429,900
	7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600	431,700
	8	224,000	276,000	305,700	335,600	378,200	433,500
	9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500	435,100
	10	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100	436,600
	11	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700	438,100
	12	230,200	279,700	309,700	341,300	384,200	439,600
	13	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100	441,100
	14	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000	442,400
	15	233,500	282,600	313,100	345,800	389,900	443,700
	16	234,600	283,400	314,100	347,300	391,700	444,900
	17	235,600	283,900	315,100	348,800	393,200	446,100
	18	236,600	284,600	316,200	350,400	395,000	447,400
	19	237,500	285,400	317,200	351,900	396,700	448,700
	20	238,500	286,100	318,200	353,400	398,300	449,900
	21	239,500	287,000	319,200	354,900	400,000	451,100
	22	240,900	287,900	320,200	356,400	401,400	451,900
	23	242,200	288,800	321,200	357,900	402,800	452,700
	24	243,500	289,700	322,100	359,400	404,200	453,500
	25	244,800	290,700	323,100	360,900	405,600	454,100
	26	246,100	291,600	324,000	362,500	406,800	454,700
	27	247,400	292,400	325,000	364,000	408,000	455,300
	28	248,600	293,300	326,000	365,500	409,000	455,900
	29	249,700	294,200	327,000	366,700	410,100	456,600
	30	250,600	295,000	328,000	368,200	411,300	457,400
	31	251,400	295,900	329,100	369,700	412,400	457,800
	32	252,200	296,700	330,200	371,200	413,500	458,500
	33	253,200	297,700	331,200	372,500	414,200	459,000
	34	254,000	298,700	332,300	374,000	414,900	459,400
	35	254,800	299,700	333,400	375,500	415,500	459,800
	36	255,600	300,500	334,400	377,000	416,200	460,200
	37	256,300	301,400	335,400	378,400	416,800	460,600
	38	257,000	302,300	336,400	379,800	417,400	460,900
	39	257,700	303,300	337,500	381,100	417,900	461,200
	40	258,400	304,100	338,500	382,500	418,300	461,500
	41	259,200	305,000	339,500	383,500	418,700	461,800
	42	259,800	305,900	340,400	384,600	418,900	462,100
	43	260,400	306,800	341,300	385,500	419,200	462,400
	44	261,000	307,700	342,200	386,600	419,500	462,700

	45	261,400	308,600	342,900	387,300	419,800	463,000
	46	261,900	309,500	343,600	387,900	420,100	
	47	262,400	310,400	344,200	388,500	420,400	
	48	262,800	311,200	344,800	389,200	420,700	
	49	263,200	312,000	345,400	390,000	420,900	
	50	263,800	312,900	346,000	390,700	421,200	
	51	264,300	313,700	346,500	391,500	421,400	
	52	264,800	314,500	347,100	392,200	421,700	
	53	265,200	315,400	347,700	393,000	421,900	
	54	265,700	316,300	348,200	393,700	422,200	
	55	266,100	317,300	348,700	394,400	422,500	
	56	266,500	318,200	349,200	395,000	422,800	
	57	267,000	319,000	349,600	395,300	423,000	
	58	267,400	319,900	349,800	395,900	423,300	
	59	267,800	320,800	350,200	396,500	423,600	
	60	268,100	321,700	350,700	397,200	423,800	
	61	268,500	322,600	351,000	397,600	424,000	
	62	268,900	323,400	351,400	398,300	424,300	
	63	269,200	324,300	351,800	398,900	424,600	
	64	269,500	325,100	352,200	399,500	424,800	
	65	269,900	325,800	352,600	399,900	425,000	
	66	270,300	326,700	353,100	400,400	425,300	
	67	270,600	327,500	353,500	401,000	425,600	
	68	270,900	328,300	354,000	401,500	425,800	
	69	271,300	328,900	354,200	401,900	426,000	
	70	271,600	329,400	354,700	402,400	426,300	
	71	271,900	329,900	355,100	402,900	426,600	
	72	272,300	330,400	355,500	403,400	426,800	
	73	272,700	330,800	355,800	403,900	427,000	
	74	273,000	331,300	356,200	404,300	427,300	
	75	273,400	331,800	356,700	404,600	427,600	
	76	273,700	332,300	357,100	404,900	427,800	
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	77	274,000	332,600	357,300	405,100	428,000	
	78	274,400	332,900	357,600	405,300		
	79	274,800	333,300	358,000	405,600		
	80	275,100	333,600	358,400	405,900		
	81	275,300	333,900	358,700	406,100		
	82	275,600	334,200	359,000	406,400		
	83	276,000	334,400	359,400	406,700		
	84	276,300	334,700	359,800	406,900		
	85	276,500	335,100	360,100	407,100		
	86	276,800	335,500	360,500	407,400		
	87	277,200	335,800	360,900	407,700		
	88	277,500	336,000	361,100	407,900		
	89	277,800	336,500	361,400	408,100		
	90	278,100	336,900	361,800	408,400		
	91	278,400	337,100	362,200	408,700		
	92	278,700	337,400	362,400	408,900		

93	279,000	337,800	362,700	409,100
94	279,400	338,200	363,100	409,400
95	279,800	338,500	363,500	409,700
96	280,100	338,800	363,700	409,900
97	280,300	339,000	364,000	410,100
98	280,700	339,300		410,400
99	281,000	339,600		410,700
100	281,300	339,900		410,900
101	281,600	340,300		411,100
102	281,900	340,500		
103	282,200	340,800		
104	282,500	341,200		
105	282,700	341,600		
106	282,900	341,900		
107	283,200	342,200		
108	283,500	342,500		
109	283,800	342,800		
110	284,100	343,200		
111	284,400	343,500		
112	284,600	343,700		
113	284,900	343,900		
114	285,100	344,200		
115	285,400	344,400		
116	285,800	344,700		
117	286,100	344,900		
118	286,400	345,200		
119	286,700	345,400		
120	287,000	345,700		
121	287,200	345,900		
122	287,400	346,200		
123	287,800	346,400		
124	288,100	346,700		
125	288,300	346,900		
126	288,600			
127	288,900			
128	289,300			
129	289,500			
130	289,900			
131	290,300			
132	290,600			
133	290,800			
134	291,100			
135	291,500			
136	291,800			
137	292,000			
138	292,300			
139	292,600			
140	292,900			

	141	293,100					
	142	293,300					
	143	293,500					
	144	293,700					
	145	294,100					
	146	294,300					
	147	294,600					
	148	294,900					
	149	295,200					
	150	295,400					
	151	295,700					
	152	295,900					
	153	296,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
		214,100	254,800	269,600	304,400	331,900	374,800

備考 この表は、社会福祉施設、保健福祉事務所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「(別表第10)」を「(別表第11)」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「(別表第9)」を「(別表第10)」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「(別表第8)」を「(別表第9)」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「(別表第7)」を「(別表第8)」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「(別表第6)」を「(別表第7)」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 教育職給料表(別表第6)

第4条中「(別表第11)」を「(別表第12)」に改める。

第9条の5第2項第2号中「3万8,700円」を「6万6,400円」に改める。

第15条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第16条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

別表第1中	「		「	
		397,000		
		397,400		
		397,800		
		398,100		
		398,600		
		399,000		
		399,400	を	に、
		399,700		
		400,200		
		400,600		
		401,000		
		401,300		
		」		」

「		「	
	409,300		
	409,600		
	409,800		
	410,000		
	410,300	を	に、
	410,600		
	410,800		
	411,000		
	」		」

「
427,300
427,600
427,800
428,000
428,300
428,600
428,800
429,000
」
を
「
」
に、

「
463,300
463,600
463,900
464,200
」
を
「
」
に改める。

別表第2中	「	393,600	を	「	に
	394,300				
	395,000				
	395,600				
	396,300				
	397,000				
	397,700				
	398,300				
	399,000				
	399,700				
	400,400				
	401,000				
	401,700				
	402,400				
	403,000				
	403,400				
	403,900				
	404,400				
	404,900				
	405,300				
」	」				

改める。

別表第3中	「	473,600	を	「	に、
	473,800				
	474,000				
	474,400				
	」	」			

「

154	396,800	414,900	430,800			
155	397,300	415,300	431,200			
156	397,800	415,800	431,600			
157	398,100	416,200	431,900			
158		416,700	432,300			
159		417,100	432,700			
160		417,600	433,100			
161		418,000	433,400			
162		418,500	433,800			
163		418,900	434,200			
164		419,400	434,600			
165		419,800	434,900			
166		420,300	435,300			
167		420,700	435,700			
168		421,200	436,100			
169		421,600	436,400			
170		422,100				
171		422,500				
172		423,000				
173		423,400				

を

」

「

154			430,800			
155			431,200			
156			431,600			
157			431,900			

に

」

改める。

別表第4中	451,000 451,700 452,400 452,600	を		に、
	」		」	

513,700 514,000 514,600 515,100	を		に改める。
」		」	

別表第5中	375,100 375,400 375,600 375,800 376,100 376,400 376,600 376,800	を		に
	」		」	

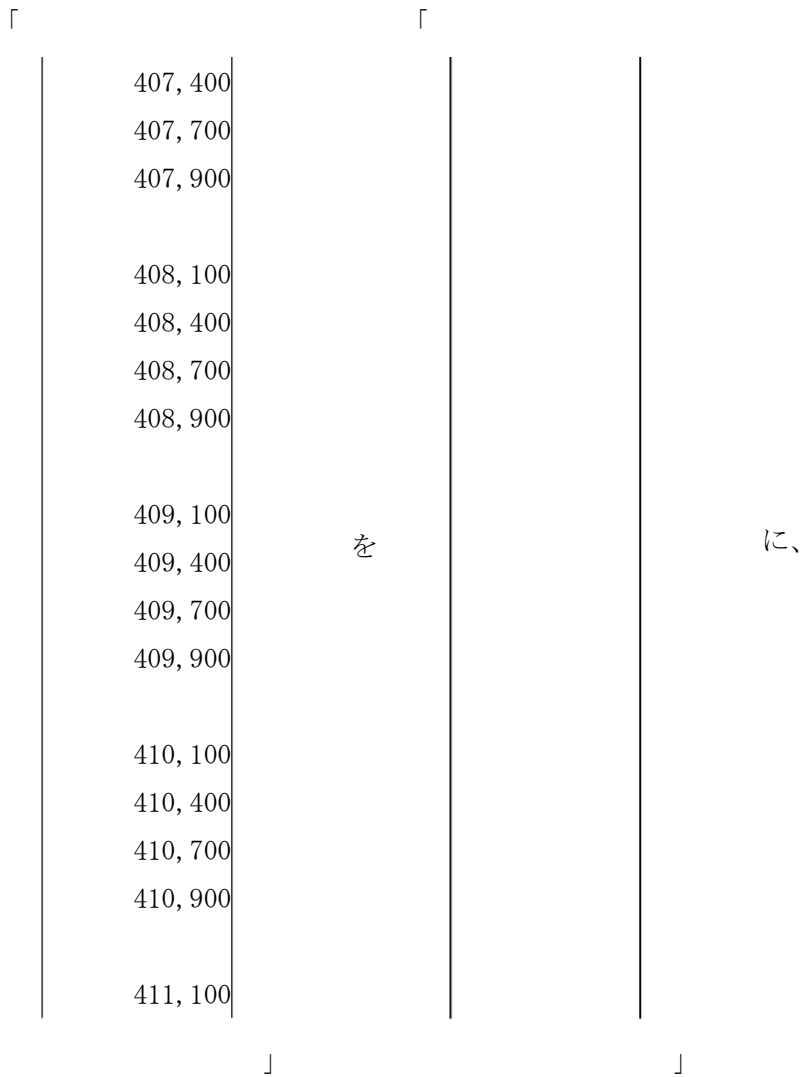
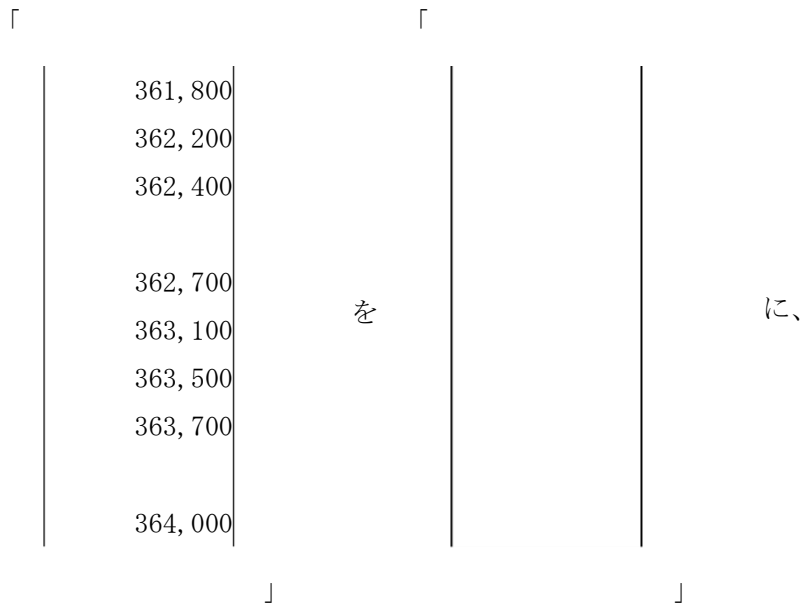
改める。

別表第11海事職給料表(2)の項の次に次のように加える。

教育職給料表	1 級	実習助手としての知識経験を要する職務
	2 級	1 教諭、養護教諭又は栄養教諭としての知識経験を要する職務 2 高度の知識経験を必要とする実習助手としての知識経験を要する職務
	3 級	総括教諭としての知識経験を要する職務
	4 級	副校長又は教頭としての知識経験を要する職務
	5 級	総括校長又は校長としての知識経験を要する職務

別表第11を別表第12とする。

	「		「	
別表第10中	345, 200		を	に、
	345, 400			
	345, 700			
	345, 900			
	346, 200			
	346, 400			
	346, 700			
	346, 900			
		」		」



「		「	
	425,300		
	425,600		
	425,800		
	426,000		
	426,300		
	426,600		
	426,800	を	に改め、同表を別表
	427,000		
	427,300		
	427,600		
	427,800		
	428,000		
」		」	

第11とする。

	「		「
	409,000		
	409,500		
	409,900		
	410,300		
別表第9中	410,700	を	に、
	411,200		
	411,600		
	412,000		
	」		」

「		「	
	448,700		
	449,000		
	449,300		
	449,700	を	に、
	450,100		
	450,400		
	450,700		
	451,100		
」		」	
「		「	
	480,000		
	480,700		
	481,400	を	に改め、同表を別表
	482,200		
」		」	

第10とする。

別表第8中	403,700	を	に、
	404,100		
	404,500		
	404,900		
	405,400		
	405,800		
	406,200		
	406,600		
	407,100		
	407,500		
	407,900		
	408,300		

	423,100	を	に改め、同表
	423,400		
	423,700		
	423,900		
	424,100		
	424,400		
	424,700		
	424,900		
	425,100		
	425,400		
	425,700		
	425,900		

を別表第9とする。

別表第7中	「		「	
		563,900		
		564,800		
		565,700	を	
		566,500		に改め、同
	」		」	

表を別表第8とする。

別表第6中	「		「	
		458,200		
		458,700		
		459,200		
		459,700		
		460,300	を	
		460,800		に改め、同
		461,300		
	461,800			
	」		」	

表を別表第7とし、別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6 (第3条関係)

教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	298,900	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	300,800	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	302,700	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	304,500	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	306,300	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	308,200	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	310,000	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	311,700	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	313,400	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	315,200	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	316,900	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	318,500	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	320,100	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	321,800	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	323,600	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	325,300	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	326,600	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	328,500	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	330,300	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	332,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	333,600	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	335,500	388,500	
	23	257,700	272,500	337,200	389,700	
	24	258,900	273,700	338,900	390,800	
	25	260,100	275,000	340,600	391,800	
	26	261,300	276,700	342,300	393,000	
	27	262,500	278,400	344,000	394,100	
	28	263,700	280,100	345,700	395,200	
	29	264,800	281,800	347,400	396,300	
	30	265,800	283,800	348,700	397,500	
	31	266,900	286,000	350,000	398,700	
	32	267,900	288,200	351,300	399,800	
	33	269,000	290,400	352,800	400,800	
	34	270,100	292,600	354,400	401,900	
	35	271,300	294,800	355,900	403,100	
	36	272,600	296,900	357,500	404,300	
	37	273,800	298,900	358,900	405,500	
	38	274,900	300,800	360,500	406,800	
	39	276,100	302,700	362,100	407,900	
	40	277,200	304,500	363,500	409,100	
	41	278,500	306,300	365,000	410,200	
	42	279,500	308,200	366,600	411,500	
	43	280,500	310,000	368,200	412,500	
	44	281,400	311,700	369,700	413,600	
	45	282,000	313,400	371,200	414,800	
	46	282,800	315,200	372,800	416,000	
	47	283,600	316,900	374,300	417,200	
	48	284,400	318,500	375,800	418,400	

49	285,100	320,100	377,300	419,500
50	285,900	321,800	378,900	420,500
51	286,600	323,600	380,500	421,800
52	287,400	325,300	382,000	423,000
53	288,200	326,600	383,400	424,200
54	289,000	328,500	384,800	425,300
55	289,700	330,300	386,200	426,400
56	290,500	332,000	387,500	427,500
57	291,200	333,600	388,800	428,500
58	291,800	335,500	390,200	429,700
59	292,600	337,200	391,500	430,900
60	293,400	338,900	392,800	432,100
61	294,100	340,600	393,900	432,700
62	294,700	342,300	395,300	433,500
63	295,500	344,000	396,600	434,200
64	296,100	345,700	397,900	434,700
65	297,100	347,400	399,100	435,000
66	297,900	348,700	400,400	435,300
67	298,600	350,000	401,500	435,700
68	299,300	351,300	402,700	436,100
69	299,900	352,800	403,900	436,400
70	300,600	354,300	405,000	436,800
71	301,300	355,800	406,200	437,100
72	302,000	357,300	407,400	437,400
73	302,700	358,600	408,800	437,700
74	303,400	360,100	409,800	438,000
75	304,100	361,600	410,800	438,300
76	304,600	363,000	411,800	438,600
77	305,200	364,400	412,700	438,800
78	305,800	365,900	413,700	439,100
79	306,500	367,400	414,800	439,400
80	307,100	368,900	415,900	439,600
81	307,600	370,200	416,600	439,800
82	308,200	371,500	417,500	
83	308,900	372,800	418,400	
84	309,600	374,000	419,300	
85	310,200	375,200	420,100	
86	311,000	376,400	420,900	
87	311,700	377,500	421,700	
88	312,300	378,600	422,500	
89	313,000	379,600	423,100	
90	313,800	380,700	423,800	
91	314,600	381,800	424,500	
92	315,400	382,900	425,200	
93	315,900	384,000	425,800	
94	316,700	385,100	426,300	
95	317,500	386,100	426,600	
96	318,300	387,200	426,900	
97	318,900	388,200	427,200	
98	319,600	389,200	427,500	
99	320,400	390,100	427,800	
100	321,100	391,000	428,000	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

101	321,900	391,800	428,200
102	322,700	392,800	428,500
103	323,600	393,600	428,800
104	324,400	394,500	429,000
105	325,000	395,300	429,200
106	325,800	396,200	429,500
107	326,600	397,100	429,800
108	327,400	398,000	430,000
109	328,100	398,800	430,200
110	328,500	399,800	430,500
111	328,800	400,700	430,800
112	329,300	401,600	431,000
113	329,800	402,200	431,200
114	330,200	403,100	431,500
115	330,600	404,000	431,800
116	331,000	404,900	432,000
117	331,500	405,700	432,200
118	332,000	406,400	432,500
119	332,400	407,200	432,800
120	332,900	408,000	433,000
121	333,400	408,600	433,200
122	333,800	409,300	
123	334,200	410,000	
124	334,700	410,600	
125	335,200	411,200	
126	335,500	411,900	
127	335,800	412,400	
128	336,100	413,000	
129	336,300	413,600	
130	336,600	414,200	
131	336,900	414,700	
132	337,100	415,200	
133	337,300	415,500	
134	337,500	415,800	
135	337,700	416,000	
136	338,000	416,300	
137	338,300	416,600	
138	338,500	416,900	
139	338,800	417,200	
140	339,100	417,500	
141	339,300	417,800	
142	339,500	418,100	
143	339,800	418,400	
144	340,000	418,700	
145	340,300	418,900	
146	340,500	419,200	
147	340,800	419,500	
148	341,100	419,700	
149	341,300	419,900	
150	341,500	420,200	
151	341,800	420,500	
152	342,100	420,700	

	153	342,300	420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
	158		422,200			
	159		422,500			
	160		422,700			
	161		422,900			
	162		423,200			
	163		423,500			
	164		423,700			
	165		423,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 給 料 月 準 額	基 給 料 月 準 額	基 給 料 月 準 額	基 給 料 月 準 額	基 給 料 月 準 額
		円	円	円	円	円
		247,200	289,000	311,200	341,600	425,600

備考 この表は、学校職員の給与等に関する条例第3条第1項第1号に掲げる教育職給料表の適用を受ける者から引き続き新たにこの条例の適用を受ける職員となる異動をした者（その者が行政職給料表(1)の適用を受ける職員となる異動をしたものとした場合における当該者の職務の級が7級以上であるときは、当該者を除く。）であつて、当該異動前に従事していた職務の知識経験を要する業務に従事するものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第9条の2第2項、第9条の5第2項第2号及び別表第1から別表第10までの規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第15条第2項及び第3項並びに第16条第2項の規定は同年12月1日から適用する。ただし、第2条並びに附則第3項から第8項まで及び第10項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

- 3 令和8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職員（同日において第2条の規定による改正前の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例別表第1から別表第10までの給料表の適用を受けていた職員に限る。）が属していた職務の級における同日において当該職員が受けていた号給が同条の規定による改正後の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例別表第1から別表第11までの給料表にない場合における当該職員の切替日における号給は、これらの給料表において当該職員の属する当該職務の級における最高の号給とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、前項の規定によりその者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、令和9年3月31日までの間、給料月額の

ほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 5 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第7項に規定する特定日が令和8年4月1日である場合における同項の規定により給料月額を受ける職員に関する前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例附則第4項の規定により号給を決定された職員その他の人事委員会規則で定める者にあつては、人事委員会規則で定める額）」とする。
- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第4項に規定する職員を除く。）について、前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、これらの項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前3項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、これらの項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 附則第4項から前項までの規定による給料を支給される給与条例第15条第5項（給与条例第16条第4項において準用する場合を含む。）及び第17条の2第2項並びに職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）第21条第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和7年神奈川県条例第●号）附則第4項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 10 学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第22条の2第2項第5号中「第3条第1項第7号」を「第3条第1項第8号」に改め、同項第6号中「第3条第1項第8号」を「第3条第1項第9号」に改め、同項第7号中「第3条第1項第9号」を「第3条第1項第10号」に改め、同項第8号中「第3条第1項第10号」を「第3条第1項第11号」に改め、同条第5項中「第7号から第10号まで」を「第8号から第11号まで」に改める。

第22条の3第6項中「第7号から第10号まで」を「第8号から第11号まで」に改める。

新旧対照表

○職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例<第1条関係>

新	旧
<p>第1条～第9条 (略) (地域手当)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.50</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条の3・第9条の4 (略) (通勤手当)</p> <p>第9条の5 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、<u>3万8,700円</u>を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第9条の6～第14条の3 (略) (期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p>	<p>第1条～第9条 (略) (地域手当)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.45</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条の3・第9条の4 (略) (通勤手当)</p> <p>第9条の5 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、<u>3万1,600円</u>を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第9条の6～第14条の3 (略) (期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p>

新	旧
<p>4～6 (略)</p> <p>第15条の2・第15条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の127.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の62.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第16条の2～第22条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 前項の規定により号給を決定された者の当該給料表異動等をした日後の最初の昇給については、第5条第4項及び<u>第5項</u>の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>6 附則第4項の規定により号給を決定された者の当該給料表異動等をした日から前項の規定による昇給の日の前日までの間における同一の給料表の一の職務の級から他の職務の級に移った場合の号給については、第5条第2項から<u>第5項まで</u>の規定にかかわらず、附則第4項の規定に準じ、人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>7～16 (略)</p> <p>別表第1～別表第10 (略)</p>	<p>4～6 (略)</p> <p>第15条の2・第15条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第16条の2～第22条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 前項の規定により号給を決定された者の当該給料表異動等をした日後の最初の昇給については、第5条第4項及び<u>第5項ただし書</u>の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>6 附則第4項の規定により号給を決定された者の当該給料表異動等をした日から前項の規定による昇給の日の前日までの間における同一の給料表の一の職務の級から他の職務の級に移った場合の号給については、第5条第2項から<u>第4項まで及び第5項ただし書</u>の規定にかかわらず、附則第4項の規定に準じ、人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>7～16 (略)</p> <p>別表第1～別表第10 (略)</p>

新旧対照表

○職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例<第2条関係>

新	旧
<p>第1条～第2条 (略) (給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1)～(5) (略) <u>(6) 教育職給料表(別表第6)</u> <u>(7) 研究職給料表(別表第7)</u> <u>(8) 医療職給料表(1)(別表第8)</u> <u>(9) 医療職給料表(2)(別表第9)</u> <u>(10) 医療職給料表(3)(別表第10)</u> <u>(11) 福祉職給料表(別表第11)</u></p> <p>2 (略) (職務の級)</p> <p>第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表<u>(別表第12)</u>に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</p> <p>第5条～第9条の4 (略) (通勤手当)</p> <p>第9条の5 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、<u>6万6,400円</u>を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額 (3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第9条の6～第14条の3 (略) (期末手当)</p>	<p>第1条～第2条 (略) (給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (新規) <u>(6) 研究職給料表(別表第6)</u> <u>(7) 医療職給料表(1)(別表第7)</u> <u>(8) 医療職給料表(2)(別表第8)</u> <u>(9) 医療職給料表(3)(別表第9)</u> <u>(10) 福祉職給料表(別表第10)</u></p> <p>2 (略) (職務の級)</p> <p>第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表<u>(別表第11)</u>に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</p> <p>第5条～第9条の4 (略) (通勤手当)</p> <p>第9条の5 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、<u>3万8,700円</u>を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額 (3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第9条の6～第14条の3 (略) (期末手当)</p>

新	旧
<p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第15条の2・第15条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の126.25</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第16条の2～第22条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～16 (略)</p>	<p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第15条の2・第15条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第16条の2～第22条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～16 (略)</p>

新	旧
別表第1 別紙1	別表第1 別紙1
別表第2 別紙2	別表第2 別紙2
別表第3 別紙3	別表第3 別紙3
別表第4 別紙4	別表第4 別紙4
別表第5 別紙5	別表第5 別紙5
<u>別表第6</u> 別紙6	(新規)
<u>別表第7</u> 別紙7	<u>別表第6</u> 別紙7
<u>別表第8</u> 別紙8	<u>別表第7</u> 別紙8
<u>別表第9</u> 別紙9	<u>別表第8</u> 別紙9
<u>別表第10</u> 別紙10	<u>別表第9</u> 別紙10
<u>別表第11</u> 別紙11	<u>別表第10</u> 別紙11
<u>別表第12</u> 別紙12	<u>別表第11</u> 別紙12

(別紙1)

新												旧													
別表第1 (第3条関係)												別表第1 (第3条関係)													
行政職給料表(1)												行政職給料表(1)													
職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級		
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額			給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1～45	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1～45	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)		
	46	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		46	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	463,300	(略)	(略)	
	47	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		47	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	463,600	(略)	(略)	
	48	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		48	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	463,900	(略)	(略)	
	49	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		49	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	464,200	(略)	(略)	
	50～73	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	50～73	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	74	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	74	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	427,300	(略)	(略)
	75	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	75	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	427,600	(略)	(略)
	76	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	76	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	427,800	(略)	(略)
	77	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	77	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	428,000	(略)	(略)
	78	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	78	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	428,300	(略)	(略)
	79	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	79	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	428,600	(略)	(略)
	80	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	80	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	428,800	(略)	(略)

新							旧												
	81	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	81	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		429,0				00
	82~85	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	82~85	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						00
	86	(略)	(略)	(略)			86	(略)	(略)	(略)				397,0	409,3				
	87	(略)	(略)	(略)			87	(略)	(略)	(略)				00	00				
	88	(略)	(略)	(略)			88	(略)	(略)	(略)				397,4	409,6				
	89	(略)	(略)	(略)			89	(略)	(略)	(略)				00	00				
	90	(略)	(略)	(略)			90	(略)	(略)	(略)				397,8	409,8				
	91	(略)	(略)	(略)			91	(略)	(略)	(略)				00	00				
	92	(略)	(略)	(略)			92	(略)	(略)	(略)				398,1	410,0				
	93	(略)	(略)	(略)			93	(略)	(略)	(略)				00	00				
	94	(略)	(略)	(略)			94	(略)	(略)	(略)				398,6	410,3				
	95	(略)	(略)	(略)			95	(略)	(略)	(略)				00	00				
	96	(略)	(略)	(略)			96	(略)	(略)	(略)				399,0	410,6				
	97	(略)	(略)	(略)			97	(略)	(略)	(略)				00	00				
														399,4	410,8				
														00	00				
														399,7	411,0				
														00	00				
														400,2					
														00					
														400,6					
														00					
														401,0					
														00					
														401,3					
														00					

新											旧														
	98~125		(略)	(略)									98~125		(略)	(略)									
(略)													(略)												
備考 (略)											備考 (略)														

新							旧						
別表第2 (第3条関係)							別表第2 (第3条関係)						
行政職給料表(2)							行政職給料表(2)						
職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1～85	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～85	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	86	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	86	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>393,600</u>
	87	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	87	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>394,300</u>
	88	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	88	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>395,000</u>
	89	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	89	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>395,600</u>
	90	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	90	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>396,300</u>
	91	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	91	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>397,000</u>
	92	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	92	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>397,700</u>
	93	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	93	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>398,300</u>
	94	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	94	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>399,000</u>
	95	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	95	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>399,700</u>
	96	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	96	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>400,400</u>
	97	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	97	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>401,000</u>
	98	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	98	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>401,700</u>
	99	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	99	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>402,400</u>
	100	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	100	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>403,000</u>
101	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	101	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>403,400</u>	
102	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	102	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>403,900</u>	
103	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	103	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>404,400</u>	
104	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	104	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>404,900</u>	

新							旧						
	105 106~137	(略)	(略) (略)	(略) (略)				105 106~137	(略)	(略) (略)	(略) (略)		<u>405,300</u>
(略)							(略)						
備考 (略)							備考 (略)						

新										旧									
別表第3 (第3条関係)										別表第3 (第3条関係)									
公安職給料表										公安職給料表									
職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額			給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1～65	円	円	円	円	円	円	円	円	1～65	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	66	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	66	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	473,60
	67	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	67	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	473,80
	68	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	68	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	474,00
	69	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	69	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	474,40
	70～153	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	70～153	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>154</u>				430,80					<u>154</u>		396,80	414,90	430,80					
	<u>155</u>				431,20					<u>155</u>		397,30	415,30	431,20					
	<u>156</u>				431,60					<u>156</u>		397,80	415,80	431,60					
	<u>157</u>				431,90					<u>157</u>		398,10	416,20	431,90					
	(削除)									<u>158</u>			416,70	432,30					
	(削除)									<u>159</u>			417,10	432,70					
	(削除)									<u>160</u>			417,60	433,10					

新										旧									
														<u>0</u>	<u>0</u>				
	(削除)									<u>161</u>				<u>418,00</u>	<u>433,40</u>				
	(削除)									<u>162</u>				<u>0</u>	<u>0</u>				
	(削除)									<u>163</u>				<u>418,90</u>	<u>434,20</u>				
	(削除)									<u>164</u>				<u>0</u>	<u>0</u>				
	(削除)									<u>165</u>				<u>419,40</u>	<u>434,60</u>				
	(削除)									<u>166</u>				<u>0</u>	<u>0</u>				
	(削除)									<u>167</u>				<u>420,30</u>	<u>435,30</u>				
	(削除)									<u>168</u>				<u>0</u>	<u>0</u>				
	(削除)									<u>169</u>				<u>420,70</u>	<u>435,70</u>				
	(削除)									<u>170</u>				<u>0</u>	<u>0</u>				
	(削除)									<u>171</u>				<u>421,20</u>	<u>436,10</u>				
	(削除)									<u>172</u>				<u>0</u>	<u>0</u>				
	(削除)									<u>173</u>				<u>421,60</u>	<u>436,40</u>				
	(削除)													<u>0</u>	<u>0</u>				
	(削除)													<u>422,10</u>					
	(削除)													<u>0</u>					
	(削除)													<u>422,50</u>					
	(削除)													<u>0</u>					
	(削除)													<u>423,00</u>					
	(削除)													<u>0</u>					
	(削除)													<u>423,40</u>					
	(削除)													<u>0</u>					
(略)										(略)									

新	旧
備考 (略)	備考 (略)

新								旧							
別表第4 (第3条関係)								別表第4 (第3条関係)							
海事職給料表(1)								海事職給料表(1)							
職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1～41	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～41	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	42	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	42	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	513,700
	43	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	43	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	514,000
	44	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	44	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	514,600
	45	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	45	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	515,100
	46～81	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	46～81	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	82			(略)				82			(略)	451,000			
	83			(略)				83			(略)	451,700			
	84			(略)				84			(略)	452,400			
	85			(略)				85			(略)	452,600			
86～97			(略)				86～97			(略)					
(略)							(略)								
備考 (略)								備考 (略)							

新							旧						
別表第5 (第3条関係)							別表第5 (第3条関係)						
海事職給料表(2)							海事職給料表(2)						
職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
	1～85	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		1～85	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年 前再 任用	86		(略)	(略)	(略)		定年 前再 任用	86		(略)	(略)	(略)	<u>375,100</u>
	87		(略)	(略)	(略)			87		(略)	(略)	(略)	<u>375,400</u>
短時 間勤 務職 員以 外の 職員	88		(略)	(略)	(略)		短時 間勤 務職 員以 外の 職員	88		(略)	(略)	(略)	<u>375,600</u>
	89		(略)	(略)	(略)			89		(略)	(略)	(略)	<u>375,800</u>
	90		(略)	(略)	(略)			90		(略)	(略)	(略)	<u>376,100</u>
	91		(略)	(略)	(略)			91		(略)	(略)	(略)	<u>376,400</u>
	92		(略)	(略)	(略)			92		(略)	(略)	(略)	<u>376,600</u>
	93		(略)	(略)	(略)			93		(略)	(略)	(略)	<u>376,800</u>
	94～109		(略)	(略)	(略)			94～109		(略)	(略)	(略)	
(略)							(略)						
備考 (略)							備考 (略)						

新							旧
別表第6 (第3条関係)							(新規)
教育職給料表							
職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		円	円	円	円	円	
	1	212,900	234,000	298,900	361,900	448,100	
	2	215,300	236,400	300,800	363,400	449,400	
	3	217,600	238,800	302,700	364,900	450,600	
	4	219,900	241,300	304,500	366,300	451,900	
	5	222,100	243,700	306,300	367,700	453,000	
	6	224,400	246,100	308,200	369,000	454,100	
定年 前再 任用	7	226,600	248,500	310,000	370,300	455,300	
	8	228,800	251,000	311,700	371,700	456,500	
短時 間勤 務職 員以 外の 職員	9	231,000	253,400	313,400	373,100	457,800	
	10	233,200	255,000	315,200	374,400	459,000	
	11	235,400	256,600	316,900	375,700	460,100	
	12	237,600	258,200	318,500	376,900	461,200	
	13	239,800	259,800	320,100	378,100	462,400	
	14	241,900	261,200	321,800	379,400	463,200	
	15	244,000	262,600	323,600	380,600	464,000	
	16	246,100	264,000	325,300	381,800	464,900	
	17	248,200	265,400	326,600	382,800	465,800	
	18	250,000	266,600	328,500	384,000	466,200	
	19	251,700	267,800	330,300	385,200	466,700	
	20	253,400	269,000	332,000	386,300	467,200	

新						旧
<u>21</u>	<u>255,100</u>	<u>270,300</u>	<u>333,600</u>	<u>387,300</u>	<u>467,700</u>	
<u>22</u>	<u>256,400</u>	<u>271,400</u>	<u>335,500</u>	<u>388,500</u>		
<u>23</u>	<u>257,700</u>	<u>272,500</u>	<u>337,200</u>	<u>389,700</u>		
<u>24</u>	<u>258,900</u>	<u>273,700</u>	<u>338,900</u>	<u>390,800</u>		
<u>25</u>	<u>260,100</u>	<u>275,000</u>	<u>340,600</u>	<u>391,800</u>		
<u>26</u>	<u>261,300</u>	<u>276,700</u>	<u>342,300</u>	<u>393,000</u>		
<u>27</u>	<u>262,500</u>	<u>278,400</u>	<u>344,000</u>	<u>394,100</u>		
<u>28</u>	<u>263,700</u>	<u>280,100</u>	<u>345,700</u>	<u>395,200</u>		
<u>29</u>	<u>264,800</u>	<u>281,800</u>	<u>347,400</u>	<u>396,300</u>		
<u>30</u>	<u>265,800</u>	<u>283,800</u>	<u>348,700</u>	<u>397,500</u>		
<u>31</u>	<u>266,900</u>	<u>286,000</u>	<u>350,000</u>	<u>398,700</u>		
<u>32</u>	<u>267,900</u>	<u>288,200</u>	<u>351,300</u>	<u>399,800</u>		
<u>33</u>	<u>269,000</u>	<u>290,400</u>	<u>352,800</u>	<u>400,800</u>		
<u>34</u>	<u>270,100</u>	<u>292,600</u>	<u>354,400</u>	<u>401,900</u>		
<u>35</u>	<u>271,300</u>	<u>294,800</u>	<u>355,900</u>	<u>403,100</u>		
<u>36</u>	<u>272,600</u>	<u>296,900</u>	<u>357,500</u>	<u>404,300</u>		
<u>37</u>	<u>273,800</u>	<u>298,900</u>	<u>358,900</u>	<u>405,500</u>		
<u>38</u>	<u>274,900</u>	<u>300,800</u>	<u>360,500</u>	<u>406,800</u>		
<u>39</u>	<u>276,100</u>	<u>302,700</u>	<u>362,100</u>	<u>407,900</u>		
<u>40</u>	<u>277,200</u>	<u>304,500</u>	<u>363,500</u>	<u>409,100</u>		
<u>41</u>	<u>278,500</u>	<u>306,300</u>	<u>365,000</u>	<u>410,200</u>		
<u>42</u>	<u>279,500</u>	<u>308,200</u>	<u>366,600</u>	<u>411,500</u>		
<u>43</u>	<u>280,500</u>	<u>310,000</u>	<u>368,200</u>	<u>412,500</u>		
<u>44</u>	<u>281,400</u>	<u>311,700</u>	<u>369,700</u>	<u>413,600</u>		

新					旧				
<u>45</u>	<u>282,000</u>	<u>313,400</u>	<u>371,200</u>	<u>414,800</u>					
<u>46</u>	<u>282,800</u>	<u>315,200</u>	<u>372,800</u>	<u>416,000</u>					
<u>47</u>	<u>283,600</u>	<u>316,900</u>	<u>374,300</u>	<u>417,200</u>					
<u>48</u>	<u>284,400</u>	<u>318,500</u>	<u>375,800</u>	<u>418,400</u>					
<u>49</u>	<u>285,100</u>	<u>320,100</u>	<u>377,300</u>	<u>419,500</u>					
<u>50</u>	<u>285,900</u>	<u>321,800</u>	<u>378,900</u>	<u>420,500</u>					
<u>51</u>	<u>286,600</u>	<u>323,600</u>	<u>380,500</u>	<u>421,800</u>					
<u>52</u>	<u>287,400</u>	<u>325,300</u>	<u>382,000</u>	<u>423,000</u>					
<u>53</u>	<u>288,200</u>	<u>326,600</u>	<u>383,400</u>	<u>424,200</u>					
<u>54</u>	<u>289,000</u>	<u>328,500</u>	<u>384,800</u>	<u>425,300</u>					
<u>55</u>	<u>289,700</u>	<u>330,300</u>	<u>386,200</u>	<u>426,400</u>					
<u>56</u>	<u>290,500</u>	<u>332,000</u>	<u>387,500</u>	<u>427,500</u>					
<u>57</u>	<u>291,200</u>	<u>333,600</u>	<u>388,800</u>	<u>428,500</u>					
<u>58</u>	<u>291,800</u>	<u>335,500</u>	<u>390,200</u>	<u>429,700</u>					
<u>59</u>	<u>292,600</u>	<u>337,200</u>	<u>391,500</u>	<u>430,900</u>					
<u>60</u>	<u>293,400</u>	<u>338,900</u>	<u>392,800</u>	<u>432,100</u>					
<u>61</u>	<u>294,100</u>	<u>340,600</u>	<u>393,900</u>	<u>432,700</u>					
<u>62</u>	<u>294,700</u>	<u>342,300</u>	<u>395,300</u>	<u>433,500</u>					
<u>63</u>	<u>295,500</u>	<u>344,000</u>	<u>396,600</u>	<u>434,200</u>					
<u>64</u>	<u>296,100</u>	<u>345,700</u>	<u>397,900</u>	<u>434,700</u>					
<u>65</u>	<u>297,100</u>	<u>347,400</u>	<u>399,100</u>	<u>435,000</u>					
<u>66</u>	<u>297,900</u>	<u>348,700</u>	<u>400,400</u>	<u>435,300</u>					
<u>67</u>	<u>298,600</u>	<u>350,000</u>	<u>401,500</u>	<u>435,700</u>					

新					旧				
<u>68</u>	<u>299,300</u>	<u>351,300</u>	<u>402,700</u>	<u>436,100</u>					
<u>69</u>	<u>299,900</u>	<u>352,800</u>	<u>403,900</u>	<u>436,400</u>					
<u>70</u>	<u>300,600</u>	<u>354,300</u>	<u>405,000</u>	<u>436,800</u>					
<u>71</u>	<u>301,300</u>	<u>355,800</u>	<u>406,200</u>	<u>437,100</u>					
<u>72</u>	<u>302,000</u>	<u>357,300</u>	<u>407,400</u>	<u>437,400</u>					
<u>73</u>	<u>302,700</u>	<u>358,600</u>	<u>408,800</u>	<u>437,700</u>					
<u>74</u>	<u>303,400</u>	<u>360,100</u>	<u>409,800</u>	<u>438,000</u>					
<u>75</u>	<u>304,100</u>	<u>361,600</u>	<u>410,800</u>	<u>438,300</u>					
<u>76</u>	<u>304,600</u>	<u>363,000</u>	<u>411,800</u>	<u>438,600</u>					
<u>77</u>	<u>305,200</u>	<u>364,400</u>	<u>412,700</u>	<u>438,800</u>					
<u>78</u>	<u>305,800</u>	<u>365,900</u>	<u>413,700</u>	<u>439,100</u>					
<u>79</u>	<u>306,500</u>	<u>367,400</u>	<u>414,800</u>	<u>439,400</u>					
<u>80</u>	<u>307,100</u>	<u>368,900</u>	<u>415,900</u>	<u>439,600</u>					
<u>81</u>	<u>307,600</u>	<u>370,200</u>	<u>416,600</u>	<u>439,800</u>					
<u>82</u>	<u>308,200</u>	<u>371,500</u>	<u>417,500</u>						
<u>83</u>	<u>308,900</u>	<u>372,800</u>	<u>418,400</u>						
<u>84</u>	<u>309,600</u>	<u>374,000</u>	<u>419,300</u>						
<u>85</u>	<u>310,200</u>	<u>375,200</u>	<u>420,100</u>						
<u>86</u>	<u>311,000</u>	<u>376,400</u>	<u>420,900</u>						
<u>87</u>	<u>311,700</u>	<u>377,500</u>	<u>421,700</u>						
<u>88</u>	<u>312,300</u>	<u>378,600</u>	<u>422,500</u>						
<u>89</u>	<u>313,000</u>	<u>379,600</u>	<u>423,100</u>						
<u>90</u>	<u>313,800</u>	<u>380,700</u>	<u>423,800</u>						

新				旧			
<u>91</u>	<u>314,600</u>	<u>381,800</u>	<u>424,500</u>				
<u>92</u>	<u>315,400</u>	<u>382,900</u>	<u>425,200</u>				
<u>93</u>	<u>315,900</u>	<u>384,000</u>	<u>425,800</u>				
<u>94</u>	<u>316,700</u>	<u>385,100</u>	<u>426,300</u>				
<u>95</u>	<u>317,500</u>	<u>386,100</u>	<u>426,600</u>				
<u>96</u>	<u>318,300</u>	<u>387,200</u>	<u>426,900</u>				
<u>97</u>	<u>318,900</u>	<u>388,200</u>	<u>427,200</u>				
<u>98</u>	<u>319,600</u>	<u>389,200</u>	<u>427,500</u>				
<u>99</u>	<u>320,400</u>	<u>390,100</u>	<u>427,800</u>				
<u>100</u>	<u>321,100</u>	<u>391,000</u>	<u>428,000</u>				
<u>101</u>	<u>321,900</u>	<u>391,800</u>	<u>428,200</u>				
<u>102</u>	<u>322,700</u>	<u>392,800</u>	<u>428,500</u>				
<u>103</u>	<u>323,600</u>	<u>393,600</u>	<u>428,800</u>				
<u>104</u>	<u>324,400</u>	<u>394,500</u>	<u>429,000</u>				
<u>105</u>	<u>325,000</u>	<u>395,300</u>	<u>429,200</u>				
<u>106</u>	<u>325,800</u>	<u>396,200</u>	<u>429,500</u>				
<u>107</u>	<u>326,600</u>	<u>397,100</u>	<u>429,800</u>				
<u>108</u>	<u>327,400</u>	<u>398,000</u>	<u>430,000</u>				
<u>109</u>	<u>328,100</u>	<u>398,800</u>	<u>430,200</u>				
<u>110</u>	<u>328,500</u>	<u>399,800</u>	<u>430,500</u>				
<u>111</u>	<u>328,800</u>	<u>400,700</u>	<u>430,800</u>				
<u>112</u>	<u>329,300</u>	<u>401,600</u>	<u>431,000</u>				
<u>113</u>	<u>329,800</u>	<u>402,200</u>	<u>431,200</u>				

新				旧			
<u>114</u>	<u>330,200</u>	<u>403,100</u>	<u>431,500</u>				
<u>115</u>	<u>330,600</u>	<u>404,000</u>	<u>431,800</u>				
<u>116</u>	<u>331,000</u>	<u>404,900</u>	<u>432,000</u>				
<u>117</u>	<u>331,500</u>	<u>405,700</u>	<u>432,200</u>				
<u>118</u>	<u>332,000</u>	<u>406,400</u>	<u>432,500</u>				
<u>119</u>	<u>332,400</u>	<u>407,200</u>	<u>432,800</u>				
<u>120</u>	<u>332,900</u>	<u>408,000</u>	<u>433,000</u>				
<u>121</u>	<u>333,400</u>	<u>408,600</u>	<u>433,200</u>				
<u>122</u>	<u>333,800</u>	<u>409,300</u>					
<u>123</u>	<u>334,200</u>	<u>410,000</u>					
<u>124</u>	<u>334,700</u>	<u>410,600</u>					
<u>125</u>	<u>335,200</u>	<u>411,200</u>					
<u>126</u>	<u>335,500</u>	<u>411,900</u>					
<u>127</u>	<u>335,800</u>	<u>412,400</u>					
<u>128</u>	<u>336,100</u>	<u>413,000</u>					
<u>129</u>	<u>336,300</u>	<u>413,600</u>					
<u>130</u>	<u>336,600</u>	<u>414,200</u>					
<u>131</u>	<u>336,900</u>	<u>414,700</u>					
<u>132</u>	<u>337,100</u>	<u>415,200</u>					
<u>133</u>	<u>337,300</u>	<u>415,500</u>					
<u>134</u>	<u>337,500</u>	<u>415,800</u>					
<u>135</u>	<u>337,700</u>	<u>416,000</u>					
<u>136</u>	<u>338,000</u>	<u>416,300</u>					

新			旧		
<u>137</u>	<u>338,300</u>	<u>416,600</u>			
<u>138</u>	<u>338,500</u>	<u>416,900</u>			
<u>139</u>	<u>338,800</u>	<u>417,200</u>			
<u>140</u>	<u>339,100</u>	<u>417,500</u>			
<u>141</u>	<u>339,300</u>	<u>417,800</u>			
<u>142</u>	<u>339,500</u>	<u>418,100</u>			
<u>143</u>	<u>339,800</u>	<u>418,400</u>			
<u>144</u>	<u>340,000</u>	<u>418,700</u>			
<u>145</u>	<u>340,300</u>	<u>418,900</u>			
<u>146</u>	<u>340,500</u>	<u>419,200</u>			
<u>147</u>	<u>340,800</u>	<u>419,500</u>			
<u>148</u>	<u>341,100</u>	<u>419,700</u>			
<u>149</u>	<u>341,300</u>	<u>419,900</u>			
<u>150</u>	<u>341,500</u>	<u>420,200</u>			
<u>151</u>	<u>341,800</u>	<u>420,500</u>			
<u>152</u>	<u>342,100</u>	<u>420,700</u>			
<u>153</u>	<u>342,300</u>	<u>420,900</u>			
<u>154</u>		<u>421,200</u>			
<u>155</u>		<u>421,500</u>			
<u>156</u>		<u>421,700</u>			
<u>157</u>		<u>421,900</u>			
<u>158</u>		<u>422,200</u>			
<u>159</u>		<u>422,500</u>			
<u>160</u>		<u>422,700</u>			

新							旧								
	<u>161</u>		<u>422,900</u>												
	<u>162</u>		<u>423,200</u>												
	<u>163</u>		<u>423,500</u>												
	<u>164</u>		<u>423,700</u>												
	<u>165</u>		<u>423,900</u>												
<u>定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員</u>		<u>基準給料月 額</u>	<u>基準給料月 額</u>	<u>基準給料月 額</u>	<u>基準給料月 額</u>	<u>基準給料月 額</u>	<u>基準給料月 額</u>	<u>基準給料月 額</u>	<u>基準給料月 額</u>	<u>基準給料月 額</u>	<u>基準給料月 額</u>	<u>基準給料月 額</u>	<u>基準給料月 額</u>	<u>基準給料月 額</u>	<u>基準給料月 額</u>
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		<u>247,200</u>	<u>289,000</u>	<u>311,200</u>	<u>341,600</u>	<u>341,600</u>	<u>341,600</u>	<u>341,600</u>	<u>341,600</u>	<u>341,600</u>	<u>341,600</u>	<u>341,600</u>	<u>341,600</u>	<u>341,600</u>	<u>425,600</u>
<p><u>備考</u> この表は、学校職員の給与等に関する条例第3条第1項第1号に掲げる教育職給料表の適用を受ける者から引き続き新たにこの条例の適用を受ける職員となる異動をした者（その者が行政職給料表(1)の適用を受ける職員となる異動をしたものとした場合における当該者の職務の級が7級以上であるときは、当該者を除く。）であつて、当該異動前に従事していた職務の知識経験を要する業務に従事するものに適用する。</p>															

新								旧							
別表第7 (第3条関係)								別表第6 (第3条関係)							
研究職給料表								研究職給料表							
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	1～57	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	1～57	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
	58	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		58	(略)	(略)	(略)	<u>458,200</u>	(略)	(略)
	59	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		59	(略)	(略)	(略)	<u>458,700</u>	(略)	(略)
	60	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		60	(略)	(略)	(略)	<u>459,200</u>	(略)	(略)
	61	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		61	(略)	(略)	(略)	<u>459,700</u>	(略)	(略)
	62	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		62	(略)	(略)	(略)	<u>460,300</u>	(略)	(略)
	63	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		63	(略)	(略)	(略)	<u>460,800</u>	(略)	(略)
	64	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		64	(略)	(略)	(略)	<u>461,300</u>	(略)	(略)
65	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	65	(略)	(略)	(略)	<u>461,800</u>	(略)	(略)		
(略)	66～121	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	66～121	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)								(略)							
備考 (略)								備考 (略)							

新						旧					
別表第 8 (第 3 条関係)						別表第 7 (第 3 条関係)					
医療職給料表(1)						医療職給料表(1)					
職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額		
		円	円	円	円			円	円	円	円
	1～73	(略)	(略)	(略)	(略)		1～73	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任	74		(略)			定年前再任	74		(略)	<u>563,900</u>	
用短時間勤	75		(略)			用短時間勤	75		(略)	<u>564,800</u>	
務職員以外 の職員	76		(略)			務職員以外 の職員	76		(略)	<u>565,700</u>	
	77		(略)				77		(略)	<u>566,500</u>	
	78～85		(略)				78～85		(略)		
(略)						(略)					
備考 (略)						備考 (略)					

新								旧							
別表第9 (第3条関係)								別表第8 (第3条関係)							
医療職給料表(2)								医療職給料表(2)							
職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1～53	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～53	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	54	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	54	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>423,100</u>	(略)
	55	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	55	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>423,400</u>	(略)
	56	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	56	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>423,700</u>	(略)
	57	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	57	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>423,900</u>	(略)
	58	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	58	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>424,100</u>	(略)
	59	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	59	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>424,400</u>	(略)
	60	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	60	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>424,700</u>	(略)
	61	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	61	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>424,900</u>	(略)
	62	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	62	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>425,100</u>	(略)
	63	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	63	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>425,400</u>	(略)
	64	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	64	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>425,700</u>	(略)
	65	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	65	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>425,900</u>	(略)
	66～77	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	66～77	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	78	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	78	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>403,700</u>	(略)	(略)
	79	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	79	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>404,100</u>	(略)	(略)
80	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	80	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>404,500</u>	(略)	(略)	
81	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	81	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>404,900</u>	(略)	(略)	
82	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	82	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>405,400</u>	(略)	(略)	

新								旧							
	83	(略)	(略)	(略)					83	(略)	(略)	(略)	<u>405,800</u>		
	84	(略)	(略)	(略)					84	(略)	(略)	(略)	<u>406,200</u>		
	85	(略)	(略)	(略)					85	(略)	(略)	(略)	<u>406,600</u>		
	86		(略)	(略)					86	(略)	(略)	(略)	<u>407,100</u>		
	87		(略)	(略)					87		(略)	(略)	<u>407,500</u>		
	88		(略)	(略)					88		(略)	(略)	<u>407,900</u>		
	89		(略)	(略)					89		(略)	(略)	<u>408,300</u>		
	90~133		(略)	(略)					90~133		(略)	(略)			
(略)								(略)							
備考 (略)								備考 (略)							

新									旧									
別表第10 (第3条関係)									別表第9 (第3条関係)									
医療職給料表(3)									医療職給料表(3)									
職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額			給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額		
		円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1～41	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～41	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	42	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	42	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	480,000
	43	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	43	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	480,700
	44	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	44	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	481,400
	45	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	45	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	482,200
	46～57	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	46～57	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	58	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	58	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	448,700
	59	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	59	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	449,000
	60	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	60	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	449,300
	61	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	61	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	449,700
	62	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	62	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	450,100
	63	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	63	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	450,400
	64	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	64	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	450,700
	65	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	65	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	451,100
	66～85	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	66～85	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	86	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	86	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	409,000
	87	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	87	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	409,500
	88	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	88	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	409,900
	89	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	89	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	410,300

新								旧									
	90	(略)	(略)	(略)	(略)					90	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>410,700</u>		
	91	(略)	(略)	(略)	(略)					91	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>411,200</u>		
	92	(略)	(略)	(略)	(略)					92	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>411,600</u>		
	93	(略)	(略)	(略)	(略)					93	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>412,000</u>		
	94~169	(略)	(略)	(略)	(略)					94~169	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)									(略)								
備考 (略)								備考 (略)									

新								旧							
別表第11 (第3条関係)								別表第10 (第3条関係)							
福祉職給料表								福祉職給料表							
職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1～65	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～65	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	66	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	66	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>425,300</u>	(略)
	67	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	67	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>425,600</u>	(略)
	68	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	68	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>425,800</u>	(略)
	69	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	69	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>426,000</u>	(略)
	70	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	70	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>426,300</u>	(略)
	71	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	71	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>426,600</u>	(略)
	72	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	72	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>426,800</u>	(略)
	73	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	73	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>427,000</u>	(略)
	74	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	74	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>427,300</u>	(略)
	75	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	75	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>427,600</u>	(略)
	76	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	76	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>427,800</u>	(略)
	77	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	77	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>428,000</u>	(略)
	78～85	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	78～85	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	86	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	86	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>407,400</u>	(略)	(略)
	87	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	87	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>407,700</u>	(略)	(略)
	88	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	88	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>407,900</u>	(略)	(略)
	89	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	89	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>408,100</u>	(略)	(略)
	90	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	90	(略)	(略)	<u>361,800</u>	<u>408,400</u>	(略)	(略)	(略)

新								旧							
	91	(略)	(略)						91	(略)	(略)	<u>362,200</u>	<u>408,700</u>		
	92	(略)	(略)						92	(略)	(略)	<u>362,400</u>	<u>408,900</u>		
	93	(略)	(略)						93	(略)	(略)	<u>362,700</u>	<u>409,100</u>		
	94	(略)	(略)						94	(略)	(略)	<u>363,100</u>	<u>409,400</u>		
	95	(略)	(略)						95	(略)	(略)	<u>363,500</u>	<u>409,700</u>		
	96	(略)	(略)						96	(略)	(略)	<u>363,700</u>	<u>409,900</u>		
	97	(略)	(略)						97	(略)	(略)	<u>364,000</u>	<u>410,100</u>		
	98	(略)	(略)						98	(略)	(略)		<u>410,400</u>		
	99	(略)	(略)						99	(略)	(略)		<u>410,700</u>		
	100	(略)	(略)						100	(略)	(略)		<u>410,900</u>		
	101	(略)	(略)						101	(略)	(略)		<u>411,100</u>		
	102~	(略)	(略)						102~	(略)	(略)				
	117								117						
	118	(略)							118	(略)	<u>345,200</u>				
	119	(略)							119	(略)	<u>345,400</u>				
	120	(略)							120	(略)	<u>345,700</u>				
	121	(略)							121	(略)	<u>345,900</u>				
	122	(略)							122	(略)	<u>346,200</u>				
	123	(略)							123	(略)	<u>346,400</u>				
	124	(略)							124	(略)	<u>346,700</u>				
	125	(略)							125	(略)	<u>346,900</u>				
	126~	(略)							126~	(略)					
	153								153						
(略)								(略)							

新	旧
備考 (略)	備考 (略)

新			旧		
別表第12 (第4条関係)			別表第11 (第4条関係)		
級別基準職務表			級別基準職務表		
給料表の種類	職務の級	基準となるべき職務	給料表の種類	職務の級	基準となるべき職務
(略)			(略)		
海事職給料表(2)	(略)	(略)	海事職給料表(2)	(略)	(略)
教育職給料表	1級	実習助手としての知識経験を要する職務	(新規)		
	2級	1 教諭、養護教諭又は栄養教諭としての知識経験を要する職務			
		2 高度の知識経験を必要とする実習助手としての知識経験を要する職務			
	3級	総括教諭としての知識経験を要する職務			
	4級	副校長又は教頭としての知識経験を要する職務			
5級	総括校長又は校長としての知識経験を要する職務				
(略)			(略)		

新旧対照表

○学校職員の給与等に関する条例<附則第10項関係>

新	旧
(会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償)	(会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償)
第22条の2 (略)	第22条の2 (略)
2 基本報酬(常勤の職員に支給される給料に相当する報酬をいう。以下この条において同じ。)の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる職務の級における最高の号給の額を超えない範囲内において、職務の経験、従事する職務の特殊性等に応じて教育委員会が決定する。	2 基本報酬(常勤の職員に支給される給料に相当する報酬をいう。以下この条において同じ。)の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる職務の級における最高の号給の額を超えない範囲内において、職務の経験、従事する職務の特殊性等に応じて教育委員会が決定する。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 医師及び歯科医師 給与条例第3条第1項第8号の医療職給料表(1)の2級	(5) 医師及び歯科医師 給与条例第3条第1項第7号の医療職給料表(1)の2級
(6) 医療技術職員その他これに類する者 給与条例第3条第1項第9号の医療職給料表(2)の2級	(6) 医療技術職員その他これに類する者 給与条例第3条第1項第8号の医療職給料表(2)の2級
(7) 看護師、准看護師その他これらに類する者 給与条例第3条第1項第10号の医療職給料表(3)の2級	(7) 看護師、准看護師その他これらに類する者 給与条例第3条第1項第9号の医療職給料表(3)の2級
(8) 特別支援学校等に勤務し、指導、保育、介護等の業務に従事する者その他これに類する者 給与条例第3条第1項第11号の福祉職給料表の1級	(8) 特別支援学校等に勤務し、指導、保育、介護等の業務に従事する者その他これに類する者 給与条例第3条第1項第10号の福祉職給料表の1級
3・4 (略)	3・4 (略)
5 教育委員会は、基本報酬の額に、第1号会計年度任用職員が従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職員に支給される手当(第2項第4号から第8号までに掲げる者にあつては、給与条例第3条第1項第2号又は第8号から第11号までに掲げる給料表の適用を受ける者に支給される手当のうち教育委員会が定めるものを含む。以下この項において同じ。)の額に相当する額を加えた額をもつて報酬の額とすることができる。この場合において、各手当に相当する額は、常勤の職員に支給される手当の額を超えない額とする。	5 教育委員会は、基本報酬の額に、第1号会計年度任用職員が従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職員に支給される手当(第2項第4号から第8号までに掲げる者にあつては、給与条例第3条第1項第2号又は第7号から第10号までに掲げる給料表の適用を受ける者に支給される手当のうち教育委員会が定めるものを含む。以下この項において同じ。)の額に相当する額を加えた額をもつて報酬の額とすることができる。この場合において、各手当に相当する額は、常勤の職員に支給される手当の額を超えない額とする。
6～9 (略)	6～9 (略)
(会計年度任用職員の給料及び手当)	(会計年度任用職員の給料及び手当)
第22条の3 (略)	第22条の3 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
6 前項に規定する手当のほか、前条第2項第4号から第8号までに掲げる者については、給与条例第3条第1項第2号又は第8号から第11号までに掲げる給料表の適用を受ける者の例により、初任給調整手当を支給する。	6 前項に規定する手当のほか、前条第2項第4号から第8号までに掲げる者については、給与条例第3条第1項第2号又は第7号から第10号までに掲げる給料表の適用を受ける者の例により、初任給調整手当を支給する。

新	旧
7・8 (略)	7・8 (略)

読み替え表<改正附則第5項関係>

新	旧
<p>附 則 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、前項の規定によりその者の受ける給料月額が同日において<u>受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</u>(<u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例附則第4項の規定により号給を決定された職員その他の人事委員会規則で定める者にあつては、人事委員会規則で定める額</u>)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、令和9年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>	<p>附 則 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、前項の規定によりその者の受ける給料月額が同日において<u>受けていた給料月額</u>に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、令和9年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 32 年神奈川県条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「子（」の次に「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の子及び」を、「定める者」の次に「（第 16 条の 4 第 1 項において「委託児童等」という。）」を加え、「第 15 条の 6 第 1 項」を「同項、第 18 条の 2 第 1 項第 3 号及び別表第 2」に改める。

第 15 条の 4 第 1 項中「いい、配偶者の子を含む」を「いう」に、「5 日」を「6 日」に改め、「1 人であつて、かつ、小学校就学の始期に達するまでの子の場合にあつては 6 日、」及び「以上」を削り、「10 日」を「12 日、3 人以上の場合にあつては 15 日」に改める。

第 15 条の 5 第 1 項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第 16 条第 6 号を除き、以下同じ。）」及び「（配偶者の子を含む。）」を削り、同条第 2 項ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

第 16 条の 4 第 1 項中「の子」の次に「（委託児童等を含む。第 18 条の 2 第 1 項第 3 号及び別表第 2 において同じ。）」を加える。

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 32 年神奈川県条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「子（」の次に「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の子及び」を、「定める者」の次に「（第 13 条の 4 第 1 項において「委託児童等」という。）」を加え、「第 12 条の 6 第 1 項」を「同項、第 15 条の

2第1項第3号及び別表第2」に改める。

第12条の4第1項中「いい、配偶者の子を含む」を「いう」に、「5日」を「6日」に改め、「1人であつて、かつ、小学校就学の始期に達するまでの子の場合にあつては6日、」及び「以上」を削り、「10日」を「12日、3人以上の場合にあつては15日」に改める。

第12条の5第1項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第13条第6号を除き、以下同じ。）」及び「（配偶者の子を含む。）」を削り、同条第2項ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

第13条の4第1項中「の子」の次に「（委託児童等を含む。第15条の2第1項第3号及び別表第2において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新旧対照表

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例＜第1条関係＞

新	旧
<p>(育児休暇)</p> <p>第13条 任命権者は、子（<u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の子及び</u>民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者（<u>第16条の4第1項において「委託児童等」という。</u>）を含む。<u>同項、第18条の2第1項第3号及び別表第2</u>を除き、以下同じ。）であつて生後1年6月に達しないものを育てる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、その願い出に基づき、育児休暇を与えるものとする。</p>	<p>(育児休暇)</p> <p>第13条 任命権者は、子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。<u>第15条の6第1項</u>を除き、以下同じ。）であつて生後1年6月に達しないものを育てる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、その願い出に基づき、育児休暇を与えるものとする。</p>
2 (略)	2 (略)
<p>(子の看護等休暇)</p> <p>第15条の4 任命権者は、義務教育終了前の子（満15歳に達した日の属する学年の末日以前の子（同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子を含む。）をいう。）を養育する職員が、その子の看護その他の人事委員会規則で定める事由のために勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき<u>6日</u>（当該子が2人の場合にあつては<u>12日、3人以上の場合にあつては15日</u>）の範囲内で、子の看護等休暇を与えることができる。</p>	<p>(子の看護等休暇)</p> <p>第15条の4 任命権者は、義務教育終了前の子（満15歳に達した日の属する学年の末日以前の子（同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子を含む。）をいう。）を養育する職員が、その子の看護その他の人事委員会規則で定める事由のために勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき<u>5日</u>（当該子が<u>1人であつて、かつ、小学校就学の始期に達するまでの子の場合にあつては6日、2人以上の場合にあつては10日</u>）の範囲内で、子の看護等休暇を与えることができる。</p>
2・3 (略)	2・3 (略)
<p>(育児参加休暇)</p> <p>第15条の5 任命権者は、職員の配偶者又は子若しくは子の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子若しくは小学校就学の始期に達するまでの子の養育（以下この項において「子の養育」という。）をする当該職員又は当該出産に係る</p>	<p>(育児参加休暇)</p> <p>第15条の5 任命権者は、職員の配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第16条第6号を除き、以下同じ。</u>）又は子若しくは子の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子若しくは小学校就学の始期に達す</p>

新	旧
<p>孫若しくは小学校就学の始期に達するまでの孫の世話（以下この項において「孫の世話」という。）をする当該職員が、子の養育又は孫の世話のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を与えることができる。</p> <p>2 育児参加休暇は、1日を単位として与える。ただし、任命権者は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、前項に規定する職員がその残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>全て</u>を与えることができるものとする。</p> <p>（子育て部分休暇）</p> <p>第16条の4 任命権者は、職員が、小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子（<u>委託児童等を含む。第18条の2第1項第3号及び別表第2において同じ。</u>）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>るまでの子（<u>配偶者の子を含む。</u>）の養育（以下この項において「子の養育」という。）をする当該職員又は当該出産に係る孫若しくは小学校就学の始期に達するまでの孫の世話（以下この項において「孫の世話」という。）をする当該職員が、子の養育又は孫の世話のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を与えることができる。</p> <p>2 育児参加休暇は、1日を単位として与える。ただし、任命権者は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、前項に規定する職員がその残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>すべて</u>を与えることができるものとする。</p> <p>（子育て部分休暇）</p> <p>第16条の4 任命権者は、職員が、小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>

新旧対照表

○学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例<第2条関係>

新	旧
<p>(育児休暇)</p> <p>第10条 教育委員会は、子(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))の子及び民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者(第13条の4第1項において「委託児童等」という。))を含む。同項、第15条の2第1項第3号及び別表第2を除き、以下同じ。)であつて生後1年6月に達しないものを育てる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)に対し、その願い出に基づき、育児休暇を与えるものとする。</p>	<p>(育児休暇)</p> <p>第10条 教育委員会は、子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。第12条の6第1項を除き、以下同じ。)であつて生後1年6月に達しないものを育てる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)に対し、その願い出に基づき、育児休暇を与えるものとする。</p>
2 (略)	2 (略)
<p>(子の看護等休暇)</p> <p>第12条の4 教育委員会は、義務教育終了前の子(満15歳に達した日の属する学年の末日以前の子(同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子を含む。))をいう。)を養育する職員が、その子の看護その他の人事委員会規則で定める事由のために勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき6日(当該子が2人の場合にあつては12日、3人以上の場合にあつては15日)の範囲内で、子の看護等休暇を与えることができる。</p>	<p>(子の看護等休暇)</p> <p>第12条の4 教育委員会は、義務教育終了前の子(満15歳に達した日の属する学年の末日以前の子(同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子を含む。))をいい、配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護その他の人事委員会規則で定める事由のために勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日(当該子が1人であつて、かつ、小学校就学の始期に達するまでの子の場合にあつては6日、2人以上の場合にあつては10日)の範囲内で、子の看護等休暇を与えることができる。</p>
2・3 (略)	2・3 (略)
<p>(育児参加休暇)</p> <p>第12条の5 教育委員会は、職員の配偶者又は子若しくは子の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目(多胎妊娠の場合にあつては、14週間目)に当たる日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子若しくは小学校就学の始期に達するまでの子の養育(以下この項において「子の養育」という。)をする当該職員又は当該出産に</p>	<p>(育児参加休暇)</p> <p>第12条の5 教育委員会は、職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第13条第6号を除き、以下同じ。))又は子若しくは子の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目(多胎妊娠の場合にあつては、14週間目)に当たる日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子若しくは小学校就学の始期に達</p>

新	旧
<p>係る孫若しくは小学校就学の始期に達するまでの孫の世話（以下この項において「孫の世話」という。）をする当該職員が、子の養育又は孫の世話のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を与えることができる。</p> <p>2 育児参加休暇は、1日を単位として与える。ただし、教育委員会は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、前項に規定する職員がその残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>全て</u>を与えることができるものとする。</p> <p>（子育て部分休暇）</p> <p>第13条の4 教育委員会は、職員が、小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子（<u>委託児童等を含む。第15条の2第1項第3号及び別表第2において同じ。</u>）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>するまでの子（<u>配偶者の子を含む。</u>）の養育（以下この項において「子の養育」という。）をする当該職員又は当該出産に係る孫若しくは小学校就学の始期に達するまでの孫の世話（以下この項において「孫の世話」という。）をする当該職員が、子の養育又は孫の世話のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を与えることができる。</p> <p>2 育児参加休暇は、1日を単位として与える。ただし、教育委員会は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、前項に規定する職員がその残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>すべて</u>を与えることができるものとする。</p> <p>（子育て部分休暇）</p> <p>第13条の4 教育委員会は、職員が、小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>

学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項中「100分の12.45」を「100分の12.50」に改める。

第9条の5第2項第2号中「3万1,600円」を「3万8,700円」に改める。

第19条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

附則第5項中「第5項ただし書」を「第5項」に改める。

附則第6項中「第4項まで及び第5項ただし書」を「第5項まで」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料 月 額	給料 月 額	給料 月 額	給料 月 額	給料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	298,900	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	300,800	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	302,700	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	304,500	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	306,300	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	308,200	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	310,000	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	311,700	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	313,400	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	315,200	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	316,900	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	318,500	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	320,100	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	321,800	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	323,600	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	325,300	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	326,600	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	328,500	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	330,300	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	332,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	333,600	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	335,500	388,500	468,100
	23	257,700	272,500	337,200	389,700	468,600
	24	258,900	273,700	338,900	390,800	469,100
	25	260,100	275,000	340,600	391,800	469,600
	26	261,300	276,700	342,300	393,000	470,000
	27	262,500	278,400	344,000	394,100	470,500
	28	263,700	280,100	345,700	395,200	471,000
	29	264,800	281,800	347,400	396,300	471,500
	30	265,800	283,800	348,700	397,500	471,900
	31	266,900	286,000	350,000	398,700	472,400
	32	267,900	288,200	351,300	399,800	472,900
	33	269,000	290,400	352,800	400,800	473,400
	34	270,100	292,600	354,400	401,900	473,800
	35	271,300	294,800	355,900	403,100	474,300
	36	272,600	296,900	357,500	404,300	474,800
	37	273,800	298,900	358,900	405,500	475,300
	38	274,900	300,800	360,500	406,800	475,700
	39	276,100	302,700	362,100	407,900	476,200
	40	277,200	304,500	363,500	409,100	476,700
	41	278,500	306,300	365,000	410,200	477,200
	42	279,500	308,200	366,600	411,500	
	43	280,500	310,000	368,200	412,500	
	44	281,400	311,700	369,700	413,600	
	45	282,000	313,400	371,200	414,800	
	46	282,800	315,200	372,800	416,000	
	47	283,600	316,900	374,300	417,200	
	48	284,400	318,500	375,800	418,400	

49	285,100	320,100	377,300	419,500
50	285,900	321,800	378,900	420,500
51	286,600	323,600	380,500	421,800
52	287,400	325,300	382,000	423,000
53	288,200	326,600	383,400	424,200
54	289,000	328,500	384,800	425,300
55	289,700	330,300	386,200	426,400
56	290,500	332,000	387,500	427,500
57	291,200	333,600	388,800	428,500
58	291,800	335,500	390,200	429,700
59	292,600	337,200	391,500	430,900
60	293,400	338,900	392,800	432,100
61	294,100	340,600	393,900	432,700
62	294,700	342,300	395,300	433,500
63	295,500	344,000	396,600	434,200
64	296,100	345,700	397,900	434,700
65	297,100	347,400	399,100	435,000
66	297,900	348,700	400,400	435,300
67	298,600	350,000	401,500	435,700
68	299,300	351,300	402,700	436,100
69	299,900	352,800	403,900	436,400
70	300,600	354,300	405,000	436,800
71	301,300	355,800	406,200	437,100
72	302,000	357,300	407,400	437,400
73	302,700	358,600	408,800	437,700
74	303,400	360,100	409,800	438,000
75	304,100	361,600	410,800	438,300
76	304,600	363,000	411,800	438,600
77	305,200	364,400	412,700	438,800
78	305,800	365,900	413,700	439,100
79	306,500	367,400	414,800	439,400
80	307,100	368,900	415,900	439,600
81	307,600	370,200	416,600	439,800
82	308,200	371,500	417,500	440,100
83	308,900	372,800	418,400	440,400
84	309,600	374,000	419,300	440,600
85	310,200	375,200	420,100	440,800
86	311,000	376,400	420,900	441,100
87	311,700	377,500	421,700	441,400
88	312,300	378,600	422,500	441,600
89	313,000	379,600	423,100	441,800
90	313,800	380,700	423,800	442,100
91	314,600	381,800	424,500	442,400
92	315,400	382,900	425,200	442,600
93	315,900	384,000	425,800	442,800
94	316,700	385,100	426,300	443,100
95	317,500	386,100	426,600	443,400
96	318,300	387,200	426,900	443,600
97	318,900	388,200	427,200	443,800
98	319,600	389,200	427,500	444,100
99	320,400	390,100	427,800	444,400
100	321,100	391,000	428,000	444,600

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

101	321,900	391,800	428,200	444,800
102	322,700	392,800	428,500	445,100
103	323,600	393,600	428,800	445,400
104	324,400	394,500	429,000	445,600
105	325,000	395,300	429,200	445,800
106	325,800	396,200	429,500	446,100
107	326,600	397,100	429,800	446,400
108	327,400	398,000	430,000	446,600
109	328,100	398,800	430,200	446,800
110	328,500	399,800	430,500	
111	328,800	400,700	430,800	
112	329,300	401,600	431,000	
113	329,800	402,200	431,200	
114	330,200	403,100	431,500	
115	330,600	404,000	431,800	
116	331,000	404,900	432,000	
117	331,500	405,700	432,200	
118	332,000	406,400	432,500	
119	332,400	407,200	432,800	
120	332,900	408,000	433,000	
121	333,400	408,600	433,200	
122	333,800	409,300	433,500	
123	334,200	410,000	433,800	
124	334,700	410,600	434,000	
125	335,200	411,200	434,200	
126	335,500	411,900	434,500	
127	335,800	412,400	434,800	
128	336,100	413,000	435,000	
129	336,300	413,600	435,200	
130	336,600	414,200	435,500	
131	336,900	414,700	435,800	
132	337,100	415,200	436,000	
133	337,300	415,500	436,200	
134	337,500	415,800	436,500	
135	337,700	416,000	436,800	
136	338,000	416,300	437,000	
137	338,300	416,600	437,200	
138	338,500	416,900		
139	338,800	417,200		
140	339,100	417,500		
141	339,300	417,800		
142	339,500	418,100		
143	339,800	418,400		
144	340,000	418,700		
145	340,300	418,900		
146	340,500	419,200		
147	340,800	419,500		
148	341,100	419,700		
149	341,300	419,900		
150	341,500	420,200		
151	341,800	420,500		
152	342,100	420,700		

153	342,300	420,900								
154	342,500	421,200								
155	342,800	421,500								
156	343,100	421,700								
157	343,300	421,900								
158	343,500	422,200								
159	343,800	422,500								
160	344,100	422,700								
161	344,300	422,900								
162	344,500	423,200								
163	344,800	423,500								
164	345,100	423,700								
165	345,300	423,900								
166		424,200								
167		424,500								
168		424,700								
169		424,900								
170		425,200								
171		425,500								
172		425,700								
173		425,900								
174		426,200								
175		426,500								
176		426,700								
177		426,900								
178		427,200								
179		427,500								
180		427,700								
181		427,900								
182		428,200								
183		428,500								
184		428,700								
185		428,900								
定年前再任用短時間勤務職員	基給	準給	基給	準給	基給	準給	基給	準給	基給	準給
	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	247,200	289,000	311,200	341,600	425,600					

- 備考 1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する総括校長、校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、同表のその者が受ける4級の号給の額（以下「4級の額」という。）に7,500円（4級の額に7,500円を加算した額が、次に掲げる者についてそれぞれ次に定める額（以下「3級等の額」という。）に満たない場合にあつては、3級等の額から4級の額を控除して得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額））を加算した額とする。
- (1) この表の3級から移つて同表の4級の適用を受けている者 当該4級に移つた日の前日に受けていた3級の号給に対応するこの表の額に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項に規定する教職調整額を加算した額（当該4級に移つた日以後に降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）された者にあつては、部内の他の降号された者との権衡上必要があると認められるときは、人事委員会の承認を得て定める額）

- (2) 任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める者 (1)に掲げる者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額
- 3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額、同表のその者が受ける5級の号給の額(以下「5級の額」という。)が、次に掲げる者についてそれぞれ次に定める額(以下「4級等の額」という。)に満たない場合にあつては、5級の額に4級等の額から5級の額を控除して得た額(100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)を加算した額とする。
 - (1) この表の4級から移つて同表の5級の適用を受けている者 当該5級に移つた日の前日に受けていた4級の号給に対応するこの表の額に備考2の規定の例により算定した額を加算した額(当該5級に移つた日以後に降号された者にあつては、部内の他の降号された者との権衡上必要があると認められるときは、人事委員会の承認を得て定める額)
 - (2) 任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める者 (1)に掲げる者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額

別表第2 (第3条関係)

学 校 栄 養 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	201,000	239,800	293,300	326,300
	2	203,100	241,100	294,100	327,700
	3	205,200	242,400	294,800	329,100
	4	207,300	243,700	295,500	330,500
	5	209,300	244,900	296,200	331,900
	6	211,300	246,000	296,900	333,500
	7	213,300	247,000	297,600	335,000
	8	215,100	247,900	298,300	336,500
	9	216,900	249,000	299,100	337,900
	10	218,800	250,100	299,800	339,500
	11	220,700	251,200	300,600	341,000
	12	222,800	252,400	301,200	342,500
	13	224,500	253,600	301,800	343,900
	14	226,500	255,900	302,900	345,500
	15	228,700	258,200	304,000	347,000
	16	230,800	260,500	305,200	348,500
	17	232,900	262,700	306,300	350,000
	18	234,000	264,500	307,500	351,600
	19	235,000	266,200	308,600	353,200
	20	236,100	267,900	309,800	354,700
	21	237,200	270,000	311,000	356,000
	22	238,000	271,300	312,200	357,500
	23	238,900	272,600	313,400	359,000
	24	239,700	273,700	314,500	360,500
	25	240,600	274,400	315,700	361,900
	26	241,500	275,200	316,900	363,400
	27	242,400	275,900	318,000	364,900
	28	243,300	276,700	319,200	366,300
	29	244,100	277,500	320,400	367,700
	30	244,900	278,300	321,600	369,300
	31	245,600	279,100	322,800	370,700
	32	246,400	279,800	324,000	372,200
	33	247,100	280,500	325,100	373,400
	34	247,700	281,300	326,200	374,500
	35	248,400	282,100	327,400	375,700
	36	249,100	282,900	328,600	376,800
	37	249,800	283,700	329,800	377,800
	38	250,400	284,500	331,000	378,600
	39	251,000	285,200	332,300	379,500

	40	251,600	286,000	333,500	380,600
	41	252,200	286,800	334,400	381,600
	42	252,800	287,600	335,600	382,600
	43	253,400	288,400	336,800	383,600
	44	253,900	289,100	338,000	384,500
	45	254,300	289,900	338,900	385,300
	46	254,900	290,800	339,900	386,100
	47	255,300	291,700	340,900	387,000
	48	255,700	292,400	341,800	387,800
	49	256,100	293,100	342,700	388,300
	50	256,600	294,000	343,600	389,100
	51	257,100	294,900	344,600	389,900
	52	257,600	295,600	345,500	390,700
	53	257,900	296,400	346,000	391,100
	54	258,200	297,400	346,900	391,800
	55	258,500	298,300	347,600	392,500
	56	258,800	299,300	348,500	393,100
	57	259,100	300,300	349,200	393,500
	58	259,400	301,400	349,500	394,000
	59	259,700	302,400	349,900	394,600
	60	260,000	303,300	350,500	395,200
	61	260,300	304,300	351,100	395,600
	62	260,600	305,300	351,800	396,100
	63	260,900	306,300	352,500	396,600
	64	261,200	307,300	353,100	397,100
定年	65	261,500	308,200	353,800	397,700
前再	66	261,800	309,400	354,300	398,200
任用	67	262,100	310,500	354,900	398,800
短時	68	262,400	311,600	355,500	399,400
間勤	69	262,700	312,600	355,800	399,900
務職	70	263,000	313,700	356,300	400,400
員以	71	263,300	314,800	356,700	400,800
外の	72	263,500	315,800	357,200	401,200
職員	73	263,700	316,900	357,700	401,500
	74	264,000	317,900	358,200	402,000
	75	264,300	319,000	358,700	402,400
	76	264,500	320,100	359,100	402,800
	77	264,700	321,100	359,400	403,200
	78	265,000	322,100	359,700	403,700
	79	265,300	323,100	359,900	404,100
	80	265,500	324,100	360,200	404,500
	81	265,700	325,000	360,700	404,900
	82	266,000	326,000	361,000	405,400
	83	266,300	327,000	361,300	405,800
	84	266,500	327,900	361,600	406,200

85	266,700	328,800	362,000	406,600
86		329,500	362,300	407,100
87		330,200	362,600	407,500
88		330,800	362,900	407,900
89		331,400	363,300	408,300
90		332,100	363,600	408,800
91		332,700	363,800	409,200
92		333,300	364,100	409,600
93		333,900	364,400	410,000
94		334,100	364,800	410,500
95		334,500	365,200	410,900
96		335,000	365,600	411,300
97		335,600	366,100	411,700
98		336,100	366,500	
99		336,600	366,900	
100		337,000	367,300	
101		337,600	367,800	
102		338,100		
103		338,500		
104		339,000		
105		339,500		
106		339,800		
107		340,000		
108		340,300		
109		340,700		
110		341,100		
111		341,400		
112		341,700		
113		342,000		
114		342,200		
115		342,600		
116		342,900		
117		343,100		
118		343,400		
119		343,700		
120		343,900		
121		344,100		
122		344,400		
123		344,700		
124		344,900		
125		345,100		
126		345,300		
127		345,700		
128		345,900		

	129		346,100				
	130		346,400				
	131		346,800				
	132		347,200				
	133		347,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月額	準額	基給料月額	準額	基給料月額	準額
			円		円		円
		201,300		257,300		271,300	297,800

備考 この表は、県立学校並びに市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに学校給食法第6条に規定する施設に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第3 (第3条関係)

学 校 行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	427,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	427,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	427,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	428,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	428,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	428,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	428,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	429,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		

85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000
86	266,200	305,800	355,700	397,000	409,300
87	266,500	306,100	356,100	397,400	409,600
88	266,800	306,400	356,500	397,800	409,800
89	267,100	306,700	356,700	398,100	410,000
90	267,400	307,000	357,100	398,600	410,300
91	267,700	307,300	357,500	399,000	410,600
92	268,000	307,600	357,900	399,400	410,800
93	268,300	307,800	358,100	399,700	411,000
94		308,000	358,400	400,200	
95		308,300	358,800	400,600	
96		308,700	359,100	401,000	
97		308,900	359,400	401,300	
98		309,200	359,800		
99		309,500	360,200		
100		309,900	360,600		
101		310,100	361,100		
102		310,400	361,500		
103		310,700	361,900		
104		311,000	362,300		
105		311,200	362,800		
106		311,500	363,200		
107		311,800	363,500		
108		312,100	363,800		
109		312,300	364,200		
110		312,600			
111		313,000			
112		313,300			
113		313,500			
114		313,700			
115		314,000			
116		314,400			
117		314,600			
118		314,800			
119		315,100			
120		315,400			
121		315,700			
122		315,900			
123		316,200			
124		316,500			
125		316,800			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基給	料	月	準額	基給	料	月	準額	基給	料	月	準額	基給	料	月	準額	基給	料	月	準額				
	円				円				円				円				円							
	200,300				248,700				269,500				290,100				305,700				331,900			

備考 この表は、県立学校並びに市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用する。

別表第4 (第3条関係)

海 事 職 給 料 表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	233,100	291,100	333,000	379,900	422,900	476,600
	2	236,400	292,800	334,100	381,600	425,000	478,400
	3	239,700	294,500	335,200	383,300	427,100	480,200
	4	243,000	296,200	336,200	384,800	429,200	482,000
	5	246,200	297,900	337,100	386,300	431,100	483,800
	6	249,300	299,400	338,500	388,000	432,500	485,500
	7	252,500	300,800	340,100	389,700	433,900	487,200
	8	255,500	302,300	341,700	391,200	435,200	488,800
	9	258,500	303,800	343,600	392,700	436,500	490,200
	10	261,400	305,100	345,200	394,200	437,800	491,400
	11	264,300	306,300	346,800	395,600	439,000	492,600
	12	267,100	307,600	348,400	397,100	440,200	493,600
	13	269,900	308,900	350,100	398,600	441,400	494,500
	14	272,800	310,200	351,700	400,000	442,600	495,500
	15	275,600	311,400	353,300	401,300	443,700	496,500
	16	278,300	312,700	354,800	402,600	444,800	497,400
	17	280,900	313,900	356,300	404,100	445,800	497,700
	18	282,300	315,000	357,100	405,600	446,800	498,600
	19	283,700	316,200	357,900	407,200	447,900	499,400
	20	285,100	317,300	358,600	408,800	449,000	500,300
	21	286,500	318,600	359,400	410,300	449,900	501,200
	22	287,600	319,400	360,100	411,700	450,700	502,100
	23	288,700	320,100	360,900	413,100	451,600	503,000
	24	289,800	320,800	361,600	414,500	452,400	503,900
	25	290,900	321,500	362,400	415,800	453,300	504,700
	26	291,500	322,200	363,100	417,000	454,200	505,400
	27	291,900	322,800	363,900	418,200	455,000	506,000
	28	292,300	323,400	364,600	419,400	455,800	506,600
	29	292,700	324,100	365,300	420,600	456,200	507,100
	30	293,100	324,600	366,000	421,600	456,700	507,600
	31	293,400	325,200	366,600	422,600	457,300	508,200
	32	293,700	325,800	367,300	423,600	457,800	508,800
	33	294,000	326,400	368,000	424,100	458,300	509,100
	34	294,300	327,000	368,600	424,900	458,600	509,600
	35	294,600	327,400	369,300	425,800	459,000	510,100

	36	294,900	327,900	369,900	426,700	459,400	510,600
	37	295,200	328,400	370,600	427,500	459,700	511,100
	38	295,500	328,900	371,200	428,400	460,200	511,700
	39	295,800	329,400	371,800	429,200	460,800	512,000
	40	296,100	329,700	372,500	430,100	461,400	512,600
	41	296,400	330,000	373,200	430,900	462,000	513,100
	42	296,600	330,300	373,900	431,700	462,700	513,700
	43	296,900	330,600	374,600	432,600	463,300	514,000
	44	297,200	330,900	375,200	433,100	463,900	514,600
	45	297,500	331,200	375,800	433,300	464,200	515,100
	46	297,700	331,500	376,600	433,700	464,800	
	47	298,000	331,800	377,400	434,000	465,400	
	48	298,300	332,100	378,100	434,300	466,000	
	49	298,600	332,400	378,900	434,600	466,400	
	50	298,900	332,700	379,800	434,800	466,700	
	51	299,200	333,000	380,600	435,100	467,000	
	52	299,400	333,300	381,300	435,500	467,200	
	53	299,600	333,600	381,900	435,800	467,400	
	54	299,900	333,900	382,800	436,300	467,600	
	55	300,200	334,200	383,700	436,800	467,900	
	56	300,400	334,400	384,500	437,300	468,200	
	57	300,600	334,600	384,800	437,900	468,400	
	58	300,900	334,900	385,100	438,500	468,700	
	59	301,200	335,200	385,400	439,000	469,000	
	60	301,400	335,400	385,700	439,500	469,200	
	61	301,600	335,600	386,000	440,100	469,400	
	62	301,900	335,900	386,300	440,600		
	63	302,200	336,200	386,600	441,100		
	64	302,400	336,400	386,900	441,600		
	65	302,600	336,600	387,100	442,100		
	66	302,800	336,900	387,300	442,700		
	67	303,000	337,200	387,600	443,200		
	68	303,300	337,400	387,900	443,800		
	69	303,600	337,600	388,200	444,300		
	70			388,400	444,800		
	71			388,700	445,400		
	72			389,000	446,000		
	73			389,300	446,300		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

	74			389,700	446,900		
	75			390,100	447,500		
	76			390,500	448,000		
	77			390,900	448,400		
	78			391,300	448,900		
	79			391,800	449,600		
	80			392,300	450,300		
	81			392,700	450,500		
	82			393,100	451,000		
	83			393,500	451,700		
	84			393,900	452,400		
	85			394,400	452,600		
	86			394,900			
	87			395,400			
	88			395,900			
	89			396,200			
	90			396,600			
	91			396,900			
	92			397,300			
	93			397,800			
	94			398,100			
	95			398,600			
	96			399,000			
	97			399,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月額	基給料月額	基給料月額	基給料月額	基給料月額	基給料月額
		円	円	円	円	円	円
		233,500	264,600	295,300	337,800	367,200	415,600

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第3条関係)

海 事 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	221,200	258,000	299,300	326,200	350,400
	2	222,900	261,000	300,200	327,700	351,200
	3	224,600	263,900	301,100	329,200	351,900
	4	226,200	266,800	301,900	330,200	352,600
	5	227,700	269,700	302,800	330,900	353,200
	6	230,400	271,700	303,700	331,600	353,700
	7	233,200	273,700	304,600	332,400	354,200
	8	235,800	275,600	305,500	333,200	354,600
	9	238,500	277,400	306,400	334,100	355,000
	10	240,700	278,800	307,400	335,100	355,400
	11	242,800	280,300	308,400	336,100	355,800
	12	244,900	281,700	309,300	337,100	356,100
	13	246,900	283,000	310,300	337,900	356,400
	14	248,700	284,000	311,300	338,500	356,800
	15	250,500	284,700	312,300	339,000	357,100
	16	252,100	285,300	313,400	339,500	357,400
	17	253,600	285,800	314,200	339,900	357,700
	18	255,100	286,300	315,000	340,400	358,000
	19	256,700	286,700	315,800	340,900	358,300
	20	258,200	287,100	316,800	341,300	358,600
	21	259,600	287,600	317,900	341,700	358,800
	22	260,900	288,400	319,000	342,000	359,100
	23	262,000	289,100	320,000	342,300	359,400
	24	263,200	289,700	321,000	342,600	359,600
	25	264,300	290,300	321,800	342,900	359,800
	26	265,300	290,800	322,600	343,200	360,100
	27	266,400	291,300	323,400	343,500	360,400
	28	267,300	291,800	324,200	343,800	360,600
	29	268,300	292,400	324,900	344,000	360,800
	30	269,200	293,100	325,700	344,300	361,100
	31	270,100	293,800	326,500	344,600	361,400
	32	270,900	294,200	327,300	344,800	361,600
	33	271,600	294,500	328,100	345,000	361,800
	34	272,300	294,800	328,900	345,200	362,100
	35	272,800	295,100	329,600	345,400	362,400
	36	273,300	295,400	330,200	345,700	362,600
	37	273,900	295,900	330,900	346,000	362,800

	38	274,500	296,400	331,700	346,300	363,100
	39	275,000	296,900	332,400	346,600	363,400
	40	275,500	297,500	333,000	346,800	363,600
	41	275,900	298,000	333,600	347,000	363,800
	42	276,300	298,500	334,300	347,300	364,100
	43	276,700	299,000	335,000	347,600	364,400
	44	277,100	299,600	335,500	347,800	364,600
	45	277,700	300,100	335,900	348,000	364,800
	46	278,300	300,700	336,300	348,300	365,100
	47	278,900	301,300	336,700	348,600	365,400
	48	279,500	301,900	337,000	348,800	365,600
	49	280,000	302,400	337,300	349,000	365,800
	50	280,600	303,000	337,600	349,300	366,100
	51	281,200	303,500	337,900	349,600	366,400
	52	281,700	304,000	338,200	349,800	366,600
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	282,200	304,500	338,400	350,000	366,800
	54	282,700	304,900	338,700	350,300	367,100
	55	283,200	305,400	339,000	350,600	367,400
	56	283,700	305,800	339,200	350,800	367,600
	57	284,200	306,100	339,500	351,000	367,800
	58	284,700	306,500	339,800	351,300	368,100
	59	285,200	306,900	340,100	351,600	368,400
	60	285,600	307,200	340,300	351,800	368,600
	61	286,000	307,600	340,500	352,000	368,800
	62	286,300	308,000	340,800	352,300	369,100
	63	286,600	308,300	341,100	352,600	369,400
	64	286,800	308,500	341,300	352,800	369,600
	65	287,000	308,800	341,500	353,000	369,800
	66	287,300	309,000	341,800	353,300	370,100
	67	287,600	309,300	342,100	353,600	370,400
	68	287,800	309,600	342,300	353,800	370,600
	69	288,000	309,900	342,500	354,000	370,800
	70	288,300	310,100	342,800	354,200	371,100
71	288,500	310,400	343,100	354,400	371,400	
72	288,700	310,700	343,300	354,600	371,600	
73	289,000	311,000	343,500	355,000	371,800	
74		311,300	343,800	355,200	372,100	
75		311,600	344,100	355,500	372,400	
76		311,800	344,300	355,800	372,600	
77		312,000	344,500	356,000	372,800	
78		312,300	344,800	356,300	373,100	
79		312,600	345,100	356,600	373,400	

80			312,800		345,300		356,800		373,600											
81			313,000		345,500		357,000		373,800											
82			313,300		345,800		357,300		374,100											
83			313,600		346,000		357,600		374,400											
84			313,800		346,200		357,800		374,600											
85			314,000		346,500		358,000		374,800											
86			314,300		346,800		358,300		375,100											
87			314,600		347,000		358,600		375,400											
88			314,800		347,300		358,800		375,600											
89			315,000		347,500		359,000		375,800											
90			315,200		347,700		359,200		376,100											
91			315,500		348,000		359,500		376,400											
92			315,800		348,300		359,700		376,600											
93			316,000		348,500		360,000		376,800											
94			316,300		348,800		360,300													
95			316,600		349,000		360,600													
96			316,800		349,300		360,800													
97			317,000		349,500		361,000													
98			317,200		349,700		361,300													
99			317,400		349,900		361,600													
100			317,700		350,100		361,800													
101			318,000		350,500		362,000													
102			318,300		350,700		362,400													
103			318,500		350,900		362,600													
104			318,700		351,200		362,800													
105			319,000		351,500		363,000													
106					351,700															
107					352,000															
108					352,300															
109					352,500															
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 給	料	月	準 額	基 給	料	月	準 額	基 給	料	月	準 額	基 給	料	月	準 額	基 給	料	月	準 額
				円				円				円				円				円
				227,700				243,200				245,200				267,900				297,900

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職給料表(1)の適用を受ける者を除く。）に適用する。

第2条 学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条の4第2項中「7,500円」を「8,000円」に改める。

第20条の3第2項及び第3項を次のように改める。

2 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員については、前項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

3 義務教育等教員特別手当の月額は、8,300円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別並びに教育職員が分掌する次に掲げる校務の種類に係る業務の困難性に応じて、人事委員会規則で定める。

(1) 学級（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担当する業務

(2) 前号に掲げるもの以外の人事委員会規則で定める校務

第20条の3第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（教育職給料表の給料月額に関する経過措置）

16 次の表の左欄に掲げる期間における別表第1の備考2の規定の適用については、同表の備考2中「31,700円」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	11,500円
令和9年1月1日から同年12月31日まで	15,600円
令和10年1月1日から同年12月31日まで	19,600円
令和11年1月1日から同年12月31日まで	23,600円
令和12年1月1日から同年12月31日まで	27,700円

17 次の表の左欄に掲げる期間における別表第1の備考3の規定の適用については、同

表の備考3中「24,200円」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	4,000円
令和9年1月1日から同年12月31日まで	8,100円
令和10年1月1日から同年12月31日まで	12,100円
令和11年1月1日から同年12月31日まで	16,100円
令和12年1月1日から同年12月31日まで	20,200円

別表第1の備考2中「7,500円」を「31,700円」に改め、同表の備考3中「5級の額」という。)の次に「に24,200円(5級の額に24,200円を加算した額)を、「切り上げた額)」の次に「)」を加える。

第3条 学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の5第2項第2号中「3万8,700円」を「6万6,400円」に改める。

第10条第2項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 夜間学級業務手当

第13条の9を第13条の10とし、第13条の6から第13条の8までを1条ずつ繰り下げ、第13条の5の次に次の1条を加える。

(夜間学級業務手当)

第13条の6 夜間学級業務手当は、夜間の学級(人事委員会規則で定めるものに限る。)における生徒に対する指導業務に従事する教育職員に支給する。

2 夜間学級業務手当の額は、日額1,000円とする。

第14条の2第5項の表中「第13条の7第1項第1号」を「第13条の8第1項第1号」に改める。

第19条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分

の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

	「		「
		433,500	
		433,800	
		434,000	
		434,200	
		434,500	
		434,800	
		435,000	
		435,200	
別表第1中		435,500	を
		435,800	に、
		436,000	
		436,200	
		436,500	
		436,800	
		437,000	
		437,200	
	」		」

「

「

440, 100
440, 400
440, 600

440, 800
441, 100
441, 400
441, 600

441, 800
442, 100
442, 400
442, 600

442, 800
443, 100
443, 400
443, 600

443, 800
444, 100
444, 400
444, 600

444, 800
445, 100
445, 400
445, 600

445, 800
446, 100
446, 400
446, 600

446, 800

を

に、

」

」

「

「

468,100
468,600
469,100

469,600
470,000
470,500
471,000

471,500
471,900
472,400
472,900

473,400
473,800
474,300
474,800

475,300
475,700
476,200
476,700

477,200

を

に、

」

」

r

154	342,500	421,200		
155	342,800	421,500		
156	343,100	421,700		
157	343,300	421,900		
158	343,500	422,200		
159	343,800	422,500		
160	344,100	422,700		
161	344,300	422,900		
162	344,500	423,200		
163	344,800	423,500		
164	345,100	423,700		
165	345,300	423,900		
166		424,200		
167		424,500		
168		424,700		
169		424,900		
170		425,200		
171		425,500		
172		425,700		
173		425,900		
174		426,200		
175		426,500		
176		426,700		
177		426,900		
178		427,200		
179		427,500		
180		427,700		
181		427,900		

182		428,200		
183		428,500		
184		428,700		
185		428,900		

」

を

「

154		421,200		
155		421,500		
156		421,700		
157		421,900		
158		422,200		
159		422,500		
160		422,700		
161		422,900		
162		423,200		
163		423,500		
164		423,700		
165		423,900		

」

に改める。

	「		「
		403, 700	
		404, 100	
		404, 500	
		404, 900	
		405, 400	
		405, 800	
		406, 200	
		406, 600	
		407, 100	
		407, 500	
別表第 2 中		407, 900	
		408, 300	
		408, 800	
		409, 200	
		409, 600	
		410, 000	
		410, 500	
		410, 900	
		411, 300	
		411, 700	
		」	
		」	

改める。

	「		「	
		397, 000		
		397, 400		
		397, 800		
		398, 100		
		398, 600		
		399, 000		
別表第3中		399, 400	を	に、
		399, 700		
		400, 200		
		400, 600		
		401, 000		
		401, 300		
		」		」

「		「		
	409, 300			
	409, 600			
	409, 800			
	410, 000			
	410, 300	を		に、
	410, 600			
	410, 800			
	411, 000			
	」			」

「
427,300
427,600
427,800
428,000
428,300
428,600
428,800
429,000
」
を
「
」
に改める。

別表第4中
「
451,000
451,700
452,400
452,600
」
を
「
」
に、

「
513,700
514,000
514,600
515,100
」
を
「
」
に改める。

	「		「	
		375,100		
		375,400		
		375,600		
別表第5中		375,800	を	に
		376,100		
		376,400		
		376,600		
		376,800		
	」		」	

改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の学校職員の給与等に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第9条の2第2項、第9条の5第2項第2号及び別表第1から別表第5までの規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項の規定は同年12月1日から適用する。ただし、第2条及び附則第16項の規定は令和8年1月1日から、第3条及び附則第3項から第14項までの規定は同年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の学校職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

- 3 令和8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職員（同日において第3条の規定による改正前の学校職員の給与等に関する条例別表第1から別表第5までの給料表の適用を受けていた職員に限る。）が属していた職務の級における同日において当該職員が受けていた号給が同条の規定による改正後の学校職員の給与等に関する条例（以下「第3条改正後給与条例」という。）別表第1から別表第5までの給料表にない場合における当該職員の切替日における号給は、これらの給料表において当該職員の属する当該職務の級における最高の号給とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、前項の規定によりその者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、令和9年3月31日までの間、給料月額の

ほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 5 学校職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第8項に規定する特定日が令和8年4月1日である場合における同項の規定により給料月額を受ける職員に関する前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）（学校職員の給与等に関する条例附則第4項の規定により号給を決定された職員その他の人事委員会規則で定める者にあつては、人事委員会規則で定める額）」とする。
- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第4項に規定する職員を除く。）について、前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、これらの項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前3項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、これらの項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 附則第4項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する給与条例第19条第5項（給与条例第20条第4項において準用する場合を含む。）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年神奈川県条例第67号）第3条第1項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年神奈川県条例第●号）附則第4項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 9 切替日に第3条改正後給与条例別表第1の4級に昇格する者のうち、切替日において

当該4級に移った日の前日に受けていた3級の号給がないこととなる職員の給料月額に関する同表の備考2の規定の適用については、同表の備考2(1)中「この表の3級」とあるのは「学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年神奈川県条例第●号）第3条の規定による改正前の学校職員の給与等に関する条例別表第1の3級」と、「同表」とあるのは「この表」と、「当該4級に移った日の前日に受けていた3級の」とあるのは「この表の3級における最高の」と、「この表の額」とあるのは「同表の額」とする。

10 切替日以降に第3条改正後給与条例別表第1の4級に昇格する者のうち、同表の備考2に規定する給料月額及び附則第4項に規定する給料の合計が、切替日の前日の給料月額に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項に規定する教職調整額（以下「教職調整額」という。）を加算した額に達しないこととなる職員にあっては、令和9年3月31日までの間、その差額に相当する額を給料として支給する。

11 切替日に第3条改正後給与条例別表第1の5級に昇格する者のうち、切替日において当該5級に移った日の前日に受けていた4級の号給がないこととなる職員の給料月額に関する同表の備考3の規定の適用については、同表の備考3(1)中「この表の4級」とあるのは「学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年神奈川県条例第●号）第3条の規定による改正前の学校職員の給与等に関する条例別表第1の4級」と、「同表」とあるのは「この表」と、「当該5級に移った日の前日に受けていた4級の」とあるのは「この表の4級における最高の」と、「この表の額」とあるのは「同表の額」とする。

12 切替日以降に第3条改正後給与条例別表第1の5級に昇格する者のうち、同表のその者が受ける5級の号給の額又は同表の備考3に規定する給料月額及び附則第4項に規定する給料の合計が、切替日の前日の給料月額に教職調整額を加算した額に達しないこととなる職員にあっては、令和9年3月31日までの間、その差額に相当する額を給料として支給する。

13 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して附則第10項及び前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、これらの項の規定に準じて、給料を支給する。

14 附則第10項及び前2項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第19条第5項（給与条例第20条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、給与条例第19条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年神奈川県条例第●号）附則第10項、第12項及び第13項の規定による給料の額との合計額」とする。

（人事委員会規則への委任）

15 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

16 職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）第19条の表第20条の3第2項の項中「第20条の3第2項」を「第20条の3第3項」に改める。

新旧対照表

○学校職員の給与等に関する条例<第1条関係>

新	旧
<p>第1条～第9条 (略) (地域手当)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.50</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条の3・第9条の4 (略) (通勤手当)</p> <p>第9条の5 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、<u>3万8,700円</u>を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第9条の6～第18条の3 (略) (期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(第20条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第19条の2・第19条の3 (略)</p>	<p>第1条～第9条 (略) (地域手当)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.45</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条の3・第9条の4 (略) (通勤手当)</p> <p>第9条の5 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、<u>3万1,600円</u>を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第9条の6～第18条の3 (略) (期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(第20条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第19条の2・第19条の3 (略)</p>

新	旧
<p>(勤勉手当) 第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の127.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の62.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第20条の2～第29条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 前項の規定により号給を決定された者の当該給料表異動等をした日後の最初の昇給については、第5条第4項及び<u>第5項</u>の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>6 附則第4項の規定により号給を決定された者の当該給料表異動等をした日から前項の規定による昇給の日の前日までの間における同一の給料表の一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の号給については、第5条第2項から<u>第5項まで</u>の規定にかかわらず、附則第4項の規定に準じ、人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>7～15 (略)</p> <p><u>別表第1～別表第5</u> (略)</p> <p>別表第6 (略)</p>	<p>(勤勉手当) 第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第20条の2～第29条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 前項の規定により号給を決定された者の当該給料表異動等をした日後の最初の昇給については、第5条第4項及び<u>第5項ただし書</u>の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>6 附則第4項の規定により号給を決定された者の当該給料表異動等をした日から前項の規定による昇給の日の前日までの間における同一の給料表の一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の号給については、第5条第2項から<u>第4項まで及び第5項ただし書</u>の規定にかかわらず、附則第4項の規定に準じ、人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>7～15 (略)</p> <p><u>別表第1～別表第5</u> (略)</p> <p>別表第6 (略)</p>

新旧対照表

○学校職員の給与等に関する条例<第2条関係>

新	旧
第1条～第13条の3 (略) (教員特殊業務手当)	第1条～第13条の3 (略) (教員特殊業務手当)
第13条の4 (略) 2 教員特殊業務手当の額は、日額300円から <u>8,000円</u> までの範囲内で、当該業務の種類又は業務の心身に与える負担の度に応じ、人事委員会規則で定める。	第13条の4 (略) 2 教員特殊業務手当の額は、日額300円から <u>7,500円</u> までの範囲内で、当該業務の種類又は業務の心身に与える負担の度に応じ、人事委員会規則で定める。
第13条の5～第20条の2 (略) (義務教育等教員特別手当)	第13条の5～第20条の2 (略) (義務教育等教員特別手当)
第20条の3 (略) <u>2 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員については、前項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</u>	第20条の3 (略) <u>2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。</u>
3 義務教育等教員特別手当の月額は、8,300円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級)の別並びに教育職員が分掌する次に掲げる校務の種類に係る業務の困難性に応じて、人事委員会規則で定める。	3 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。
(1) 学級(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の学級に限り、特別支援学級を除く。)を担任する業務	
(2) 前号に掲げるもの以外の人事委員会規則で定める校務	
4 前3項において「教育職員」とは、総括校長、校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものをいう。	4 第1項及び前項において「教育職員」とは、総括校長、校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものをいう。
5 (略)	5 (略)
第20条の4～第29条 (略) 附則 (略)	第20条の4～第29条 (略) 附則 (略)
1～15 (略) (教育職給料表の給料月額に関する経過措置)	1～15 (略)
16 次の表の左欄に掲げる期間における別表第1の備考2の規定の適用については、同表の備考2中「31,700円」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	(新規)
<u>令和8年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>11,500円</u>
<u>令和9年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>15,600円</u>

新		旧	
<u>令和10年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>19,600円</u>	(新規)	
<u>令和11年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>23,600円</u>		
<u>令和12年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>27,700円</u>		
17 次の表の左欄に掲げる期間における別表第1の備考3の規定の適用については、同表の備考3中「24,200円」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			
<u>令和8年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>4,000円</u>		
<u>令和9年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>8,100円</u>		
<u>令和10年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>12,100円</u>		
<u>令和11年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>16,100円</u>		
<u>令和12年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>20,200円</u>		
別表第1（第3条関係） （略）	別表第1（第3条関係） （略）		
備考 1 （略）	備考 1 （略）		
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、同表のその者が受ける4級の号給の額（以下「4級の額」という。）に <u>31,700円</u> （4級の額に <u>31,700円</u> を加算した額が、次に掲げる者についてそれぞれ次に定める額（以下「3級等の額」という。）に満たない場合にあつては、3級等の額から4級の額を控除して得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額））を加算した額とする。	2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、同表のその者が受ける4級の号給の額（以下「4級の額」という。）に <u>7,500円</u> （4級の額に <u>7,500円</u> を加算した額が、次に掲げる者についてそれぞれ次に定める額（以下「3級等の額」という。）に満たない場合にあつては、3級等の額から4級の額を控除して得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額））を加算した額とする。		
（1）・（2） （略）	（1）・（2） （略）		
3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額、同表のその者が受ける5級の号給の額（以下「5級の額」という。）に <u>24,200円</u> （5級の額に <u>24,200円</u> を加算した額）が、次に掲げる者についてそれぞれ次に定める額（以下「4級等の額」という。）に満たない場合にあつては、5級の額に4級等の額から5級の額を控除して得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）を加算した額とする。	3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額、同表のその者が受ける5級の号給の額（以下「5級の額」という。）が、次に掲げる者についてそれぞれ次に定める額（以下「4級等の額」という。）に満たない場合にあつては、5級の額に4級等の額から5級の額を控除して得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）を加算した額とする。		
（1）・（2） （略）	（1）・（2） （略）		
別表第2～別表第6 （略）	別表第2～別表第6 （略）		

新旧対照表

○学校職員の給与等に関する条例<第3条関係>

新	旧
<p>第1条～第9条の4 (略) (通勤手当)</p> <p>第9条の5 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、<u>6万6,400円</u>を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第9条の6・第9条の7 (略) (特殊勤務手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 夜間学級業務手当</u></p> <p><u>(4)～(8)</u></p> <p>第11条～第13条の5 (略) <u>(夜間学級業務手当)</u></p> <p><u>第13条の6 夜間学級業務手当は、夜間の学級(人事委員会規則で定めるものに限る。)における生徒に対する指導業務に従事する教育職員に支給する。</u></p> <p><u>2 夜間学級業務手当の額は、日額1,000円とする。</u></p> <p><u>第13条の7～第13条の10</u> (略)</p> <p>第14条 (略) (併給禁止等)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当を支給する日については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給しないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に</p>	<p>第1条～第9条の4 (略) (通勤手当)</p> <p>第9条の5 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、<u>3万8,700円</u>を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第9条の6・第9条の7 (略) (特殊勤務手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新規)</p> <p><u>(3)～(7)</u></p> <p>第11条～第13条の5 (略) (新規)</p> <p><u>第13条の6～第13条の9</u> (略)</p> <p>第14条 (略) (併給禁止等)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当を支給する日については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給しないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に</p>

新	旧								
<p>対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。</p>	<p>対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 282 618 322">教員特殊業務手当</td> <td data-bbox="622 282 1108 322">夜間緊急業務手当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 328 618 437">災害応急作業等手当（第13条の8第1項第1号に掲げる業務に係る手当を除く。）</td> <td data-bbox="622 328 1108 437">夜間緊急業務手当</td> </tr> </table>	教員特殊業務手当	夜間緊急業務手当	災害応急作業等手当（ 第13条の8第1項第1号 に掲げる業務に係る手当を除く。）	夜間緊急業務手当	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1164 282 1624 322">教員特殊業務手当</td> <td data-bbox="1628 282 2114 322">夜間緊急業務手当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 328 1624 437">災害応急作業等手当（第13条の7第1項第1号に掲げる業務に係る手当を除く。）</td> <td data-bbox="1628 328 2114 437">夜間緊急業務手当</td> </tr> </table>	教員特殊業務手当	夜間緊急業務手当	災害応急作業等手当（ 第13条の7第1項第1号 に掲げる業務に係る手当を除く。）	夜間緊急業務手当
教員特殊業務手当	夜間緊急業務手当								
災害応急作業等手当（ 第13条の8第1項第1号 に掲げる業務に係る手当を除く。）	夜間緊急業務手当								
教員特殊業務手当	夜間緊急業務手当								
災害応急作業等手当（ 第13条の7第1項第1号 に掲げる業務に係る手当を除く。）	夜間緊急業務手当								
<p>第14条の3～第18条の3（略） （期末手当）</p>	<p>第14条の3～第18条の3（略） （期末手当）</p>								
<p>第19条（略）</p>	<p>第19条（略）</p>								
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の106.25を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>								
<p>（1）～（4）（略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。</p>	<p>（1）～（4）（略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。</p>								
<p>4～6（略）</p>	<p>4～6（略）</p>								
<p>第19条の2・第19条の3（略） （勤勉手当）</p>	<p>第19条の2・第19条の3（略） （勤勉手当）</p>								
<p>第20条（略）</p>	<p>第20条（略）</p>								
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>								
<p>（1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定幹部職員にあつては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額</p>	<p>（1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額</p>								

新	旧
<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の61.25</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第20条の2～第29条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～17 (略)</p> <p>別表第1 (別紙1)</p> <p>別表第2 (別紙2)</p> <p>別表第3 (別紙3)</p> <p>別表第4 (別紙4)</p> <p>別表第5 (別紙5)</p> <p>別表第6 (別紙6)</p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の62.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第20条の2～第29条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～17 (略)</p> <p>別表第1 (別紙1)</p> <p>別表第2 (別紙2)</p> <p>別表第3 (別紙3)</p> <p>別表第4 (別紙4)</p> <p>別表第5 (別紙5)</p> <p>別表第6 (別紙6)</p>

新							旧						
別表第1 (第3条関係)							別表第1 (第3条関係)						
教育職給料表							教育職給料表						
職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1～21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	22	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	22	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>468,100</u>
	23	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	23	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>468,600</u>
	24	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	24	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>469,100</u>
	25	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	25	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>469,600</u>
	26	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	26	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>470,000</u>
	27	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	27	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>470,500</u>
	28	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	28	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>471,000</u>
	29	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	29	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>471,500</u>
	30	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	30	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>471,900</u>
	31	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	31	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>472,400</u>
	32	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	32	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>472,900</u>
	33	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	33	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>473,400</u>
	34	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	34	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>473,800</u>
	35	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	35	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>474,300</u>
	36	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	36	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>474,800</u>
	37	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	37	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>475,300</u>
	38	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	38	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>475,700</u>
	39	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	39	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>476,200</u>
	40	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	40	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>476,700</u>

新						旧					
41	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	41	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>477,200</u>
42~81	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	42~81	(略)	(略)	(略)	(略)	
82	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	82	(略)	(略)	(略)	<u>440,100</u>	
83	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	83	(略)	(略)	(略)	<u>440,400</u>	
84	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	84	(略)	(略)	(略)	<u>440,600</u>	
85	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	85	(略)	(略)	(略)	<u>440,800</u>	
86	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	86	(略)	(略)	(略)	<u>441,100</u>	
87	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	87	(略)	(略)	(略)	<u>441,400</u>	
88	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	88	(略)	(略)	(略)	<u>441,600</u>	
89	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	89	(略)	(略)	(略)	<u>441,800</u>	
90	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	90	(略)	(略)	(略)	<u>442,100</u>	
91	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	91	(略)	(略)	(略)	<u>442,400</u>	
92	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	92	(略)	(略)	(略)	<u>442,600</u>	
93	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	93	(略)	(略)	(略)	<u>442,800</u>	
94	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	94	(略)	(略)	(略)	<u>443,100</u>	
95	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	95	(略)	(略)	(略)	<u>443,400</u>	
96	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	96	(略)	(略)	(略)	<u>443,600</u>	
97	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	97	(略)	(略)	(略)	<u>443,800</u>	
98	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	98	(略)	(略)	(略)	<u>444,100</u>	
99	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	99	(略)	(略)	(略)	<u>444,400</u>	
100	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	100	(略)	(略)	(略)	<u>444,600</u>	
101	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	101	(略)	(略)	(略)	<u>444,800</u>	
102	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	102	(略)	(略)	(略)	<u>445,100</u>	

新						旧					
	103	(略)	(略)	(略)			103	(略)	(略)	(略)	<u>445,400</u>
	104	(略)	(略)	(略)			104	(略)	(略)	(略)	<u>445,600</u>
	105	(略)	(略)	(略)			105	(略)	(略)	(略)	<u>445,800</u>
	106	(略)	(略)	(略)			106	(略)	(略)	(略)	<u>446,100</u>
	107	(略)	(略)	(略)			107	(略)	(略)	(略)	<u>446,400</u>
	108	(略)	(略)	(略)			108	(略)	(略)	(略)	<u>446,600</u>
	109	(略)	(略)	(略)			109	(略)	(略)	(略)	<u>446,800</u>
110~121	(略)	(略)	(略)	(略)		110~121	(略)	(略)	(略)		
	122	(略)	(略)				122	(略)	(略)		<u>433,500</u>
	123	(略)	(略)				123	(略)	(略)		<u>433,800</u>
	124	(略)	(略)				124	(略)	(略)		<u>434,000</u>
	125	(略)	(略)				125	(略)	(略)		<u>434,200</u>
	126	(略)	(略)				126	(略)	(略)		<u>434,500</u>
	127	(略)	(略)				127	(略)	(略)		<u>434,800</u>
	128	(略)	(略)				128	(略)	(略)		<u>435,000</u>
	129	(略)	(略)				129	(略)	(略)		<u>435,200</u>
	130	(略)	(略)				130	(略)	(略)		<u>435,500</u>
	131	(略)	(略)				131	(略)	(略)		<u>435,800</u>
	132	(略)	(略)				132	(略)	(略)		<u>436,000</u>
	133	(略)	(略)				133	(略)	(略)		<u>436,200</u>
	134	(略)	(略)				134	(略)	(略)		<u>436,500</u>
	135	(略)	(略)				135	(略)	(略)		<u>436,800</u>
	136	(略)	(略)				136	(略)	(略)		<u>437,000</u>

新					旧				
137	(略)	(略)			137	(略)	(略)	<u>437,200</u>	
138~153	(略)	(略)			138~153	(略)	(略)		
<u>154</u>		<u>421,200</u>			<u>154</u>	<u>342,500</u>	<u>421,200</u>		
<u>155</u>		<u>421,500</u>			<u>155</u>	<u>342,800</u>	<u>421,500</u>		
<u>156</u>		<u>421,700</u>			<u>156</u>	<u>343,100</u>	<u>421,700</u>		
<u>157</u>		<u>421,900</u>			<u>157</u>	<u>343,300</u>	<u>421,900</u>		
<u>158</u>		<u>422,200</u>			<u>158</u>	<u>343,500</u>	<u>422,200</u>		
<u>159</u>		<u>422,500</u>			<u>159</u>	<u>343,800</u>	<u>422,500</u>		
<u>160</u>		<u>422,700</u>			<u>160</u>	<u>344,100</u>	<u>422,700</u>		
<u>161</u>		<u>422,900</u>			<u>161</u>	<u>344,300</u>	<u>422,900</u>		
<u>162</u>		<u>423,200</u>			<u>162</u>	<u>344,500</u>	<u>423,200</u>		
<u>163</u>		<u>423,500</u>			<u>163</u>	<u>344,800</u>	<u>423,500</u>		
<u>164</u>		<u>423,700</u>			<u>164</u>	<u>345,100</u>	<u>423,700</u>		
<u>165</u>		<u>423,900</u>			<u>165</u>	<u>345,300</u>	<u>423,900</u>		
(削除)					<u>166</u>		<u>424,200</u>		
(削除)					<u>167</u>		<u>424,500</u>		
(削除)					<u>168</u>		<u>424,700</u>		
(削除)					<u>169</u>		<u>424,900</u>		
(削除)					<u>170</u>		<u>425,200</u>		
(削除)					<u>171</u>		<u>425,500</u>		
(削除)					<u>172</u>		<u>425,700</u>		
(削除)					<u>173</u>		<u>425,900</u>		
(削除)					<u>174</u>		<u>426,200</u>		
(削除)					<u>175</u>		<u>426,500</u>		

新							旧							
	(削除)							<u>176</u>		<u>426,700</u>				
	(削除)							<u>177</u>		<u>426,900</u>				
	(削除)							<u>178</u>		<u>427,200</u>				
	(削除)							<u>179</u>		<u>427,500</u>				
	(削除)							<u>180</u>		<u>427,700</u>				
	(削除)							<u>181</u>		<u>427,900</u>				
	(削除)							<u>182</u>		<u>428,200</u>				
	(削除)							<u>183</u>		<u>428,500</u>				
	(削除)							<u>184</u>		<u>428,700</u>				
	(削除)							<u>185</u>		<u>428,900</u>				
(略)							(略)							
備考 (略)							備考 (略)							

新						旧					
別表第2 (第3条関係)						別表第2 (第3条関係)					
学校栄養職給料表						学校栄養職給料表					
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円			円	円	円	円
	1～77	(略)	(略)	(略)	(略)		1～77	(略)	(略)	(略)	(略)
	78	(略)	(略)	(略)	(略)		78	(略)	(略)	(略)	<u>403,700</u>
	79	(略)	(略)	(略)	(略)		79	(略)	(略)	(略)	<u>404,100</u>
	80	(略)	(略)	(略)	(略)		80	(略)	(略)	(略)	<u>404,500</u>
	81	(略)	(略)	(略)	(略)		81	(略)	(略)	(略)	<u>404,900</u>
	82	(略)	(略)	(略)	(略)		82	(略)	(略)	(略)	<u>405,400</u>
	83	(略)	(略)	(略)	(略)		83	(略)	(略)	(略)	<u>405,800</u>
	84	(略)	(略)	(略)	(略)		84	(略)	(略)	(略)	<u>406,200</u>
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	85	(略)	(略)	(略)	(略)	定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	85	(略)	(略)	(略)	<u>406,600</u>
	86	(略)	(略)	(略)	(略)		86	(略)	(略)	(略)	<u>407,100</u>
	87	(略)	(略)	(略)	(略)		87	(略)	(略)	(略)	<u>407,500</u>
	88	(略)	(略)	(略)	(略)		88	(略)	(略)	(略)	<u>407,900</u>
	89	(略)	(略)	(略)	(略)		89	(略)	(略)	(略)	<u>408,300</u>
	90	(略)	(略)	(略)	(略)		90	(略)	(略)	(略)	<u>408,800</u>
	91	(略)	(略)	(略)	(略)		91	(略)	(略)	(略)	<u>409,200</u>
	92	(略)	(略)	(略)	(略)		92	(略)	(略)	(略)	<u>409,600</u>
	93	(略)	(略)	(略)	(略)		93	(略)	(略)	(略)	<u>410,000</u>
	94	(略)	(略)	(略)	(略)		94	(略)	(略)	(略)	<u>410,500</u>
	95	(略)	(略)	(略)	(略)		95	(略)	(略)	(略)	<u>410,900</u>
	96	(略)	(略)	(略)	(略)		96	(略)	(略)	(略)	<u>411,300</u>

新						旧					
	97 98~133		(略) (略)	(略) (略)			97 98~133		(略) (略)	(略) (略)	<u>411,700</u>
(略)						(略)					
備考 (略)						備考 (略)					

新								旧							
別表第3 (第3条関係)								別表第3 (第3条関係)							
学校行政職給料表								学校行政職給料表							
職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1～73	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～73	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	74	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	74	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>427,300</u>
	75	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	75	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>427,600</u>
	76	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	76	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>427,800</u>
	77	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	77	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>428,000</u>
	78	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	78	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>428,300</u>
	79	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	79	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>428,600</u>
	80	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	80	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>428,800</u>
	81	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	81	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>429,000</u>
	82～85	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	82～85	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	86	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	86	(略)	(略)	(略)	<u>397,000</u>	<u>409,300</u>		
	87	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	87	(略)	(略)	(略)	<u>397,400</u>	<u>409,600</u>		
	88	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	88	(略)	(略)	(略)	<u>397,800</u>	<u>409,800</u>		
	89	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	89	(略)	(略)	(略)	<u>398,100</u>	<u>410,000</u>		
	90	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	90	(略)	(略)	(略)	<u>398,600</u>	<u>410,300</u>		
	91	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	91	(略)	(略)	(略)	<u>399,000</u>	<u>410,600</u>		
	92	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	92	(略)	(略)	(略)	<u>399,400</u>	<u>410,800</u>		
	93	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	93	(略)	(略)	(略)	<u>399,700</u>	<u>411,000</u>		
94	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	94	(略)	(略)	(略)	<u>400,200</u>				

新								旧							
	95		(略)	(略)					95		(略)	(略)	<u>400,600</u>		
	96		(略)	(略)					96		(略)	(略)	<u>401,000</u>		
	97		(略)	(略)					97		(略)	(略)	<u>401,300</u>		
	98~125		(略)	(略)					98~125		(略)	(略)			
(略)								(略)							
備考 (略)								備考 (略)							

新								旧							
別表第4 (第3条関係)								別表第4 (第3条関係)							
海事職給料表(1)								海事職給料表(1)							
職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1～41	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～41	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	42	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	42	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	513,700
	43	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	43	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	514,000
	44	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	44	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	514,600
	45	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	45	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	515,100
	46～81	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	46～81	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	82			(略)				82			(略)	451,000			
	83			(略)				83			(略)	451,700			
	84			(略)				84			(略)	452,400			
	85			(略)				85			(略)	452,600			
86～97			(略)				86～97			(略)					
(略)							(略)								
備考 (略)								備考 (略)							

新							旧						
別表第5 (第3条関係)							別表第5 (第3条関係)						
海事職給料表(2)							海事職給料表(2)						
職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
	1～85	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		1～85	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	86		(略)	(略)	(略)		86		(略)	(略)	(略)	(略)	<u>375,100</u>
	87		(略)	(略)	(略)		87		(略)	(略)	(略)	(略)	<u>375,400</u>
	88		(略)	(略)	(略)		88		(略)	(略)	(略)	(略)	<u>375,600</u>
	89		(略)	(略)	(略)		89		(略)	(略)	(略)	(略)	<u>375,800</u>
	90		(略)	(略)	(略)		90		(略)	(略)	(略)	(略)	<u>376,100</u>
	91		(略)	(略)	(略)		91		(略)	(略)	(略)	(略)	<u>376,400</u>
	92		(略)	(略)	(略)		92		(略)	(略)	(略)	(略)	<u>376,600</u>
	93		(略)	(略)	(略)		93		(略)	(略)	(略)	(略)	<u>376,800</u>
	94～109		(略)	(略)	(略)		94～109		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)							(略)						
備考 (略)							備考 (略)						

○職員の育児休業等に関する条例<附則第16項関係>

新			旧		
(育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例)			(育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例)		
第19条 育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第19条 育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>第20条の3第3項</u>	(略)	(略)	<u>第20条の3第2項</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

読み替え表①<改正附則第5項関係>

新	旧
<p>附 則 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、前項の規定によりその者の受ける給料月額が同日において<u>受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</u>(<u>学校職員の給与等に関する条例附則第4項の規定により号給を決定された職員その他の人事委員会規則で定める者にあつては、人事委員会規則で定める額</u>)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、令和9年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>	<p>附 則 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、前項の規定によりその者の受ける給料月額が同日において<u>受けていた給料月額</u>に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、令和9年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>

読み替え表<改正附則第9項関係>

読み替え後	読み替え前
<p>別表第1（第3条関係） （略）</p> <p>備考 1 （略）</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、同表のその者が受ける4級の号給の額（以下「4級の額」という。）に11,500円（4級の額に11,500円を加算した額が、次に掲げる者についてそれぞれ次に定める額（以下「3級等の額」という。）に満たない場合にあつては、3級等の額から4級の額を控除して得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）を加算した額とする。</p> <p>(1) <u>学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年神奈川県条例第●号）第3条の規定による改正前の学校職員の給与等に関する条例別表第1の3級</u>から移つて<u>この表</u>の4級の適用を受けている者 <u>この表の3級における最高の</u>号給に対応する<u>同表の額</u>に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項に規定する教職調整額を加算した額（当該4級に移つた日以後に降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）された者にあつては、部内の他の降号された者との権衡上必要があると認められるときは、人事委員会の承認を得て定める額）</p> <p>(2) （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>別表第1（第3条関係） （略）</p> <p>備考 1 （略）</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、同表のその者が受ける4級の号給の額（以下「4級の額」という。）に11,500円（4級の額に11,500円を加算した額が、次に掲げる者についてそれぞれ次に定める額（以下「3級等の額」という。）に満たない場合にあつては、3級等の額から4級の額を控除して得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）を加算した額とする。</p> <p>(1) <u>この表の3級</u>から移つて<u>同表</u>の4級の適用を受けている者 <u>当該4級に移つた日の前日に受けていた3級の</u>号給に対応する<u>この表の額</u>に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項に規定する教職調整額を加算した額（当該4級に移つた日以後に降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）された者にあつては、部内の他の降号された者との権衡上必要があると認められるときは、人事委員会の承認を得て定める額）</p> <p>(2) （略）</p> <p>3 （略）</p>

読み替え表<改正附則第11項関係>

読み替え後	読み替え前
<p>別表第1（第3条関係） （略）</p> <p>備考 1・2 （略）</p> <p>3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額、同表のその者が受ける5級の号給の額（以下「5級の額」という。）に4,000円（5級の額に4,000円を加算した額が、次に掲げる者についてそれぞれ次に定める額（以下「4級等の額」という。）に満たない場合にあつては、5級の額に4級等の額から5級の額を控除して得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額））を加算した額とする。</p> <p>(1) <u>学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年神奈川県条例第●号）第3条の規定による改正前の学校職員の給与等に関する条例別表第1の4級</u>から移つて<u>この表</u>の5級の適用を受けている者 <u>この表の4級における最高の号給</u>に対応する<u>同表の額</u>に備考2の規定の例により算定した額を加算した額（当該5級に移つた日以後に降号された者にあつては、部内の他の降号された者との権衡上必要があると認められるときは、人事委員会の承認を得て定める額）</p> <p>(2) （略）</p>	<p>別表第1（第3条関係） （略）</p> <p>備考 1・2 （略）</p> <p>3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額、同表のその者が受ける5級の号給の額（以下「5級の額」という。）に4,000円（5級の額に4,000円を加算した額が、次に掲げる者についてそれぞれ次に定める額（以下「4級等の額」という。）に満たない場合にあつては、5級の額に4級等の額から5級の額を控除して得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額））を加算した額とする。</p> <p>(1) <u>この表の4級</u>から移つて<u>同表</u>の5級の適用を受けている者 <u>当該5級に移つた日の前日に受けていた4級の号給</u>に対応する<u>この表の額</u>に備考2の規定の例により算定した額を加算した額（当該5級に移つた日以後に降号された者にあつては、部内の他の降号された者との権衡上必要があると認められるときは、人事委員会の承認を得て定める額）</p> <p>(2) （略）</p>

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年神奈川県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教育職給料表」の次に「（以下「給料表」という。）を加え、「第3項、」を「第3項及び」に改め、「これらの」を削り、「ある者」の次に「（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第3項において同じ。）を除く。）」を加え、「100分の4」を「100分の10」に改め、同条第3項中「者」の次に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の規定による教職調整額の支給並びに学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）第16条、第17条第2項及び第17条の3（夜間勤務手当に係る部分を除く。）の規定の適用については、改正後の第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

新旧対照表

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

新	旧										
<p>第1条・第2条 (略) (教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 公立の義務教育諸学校等の教育職員(学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号。以下「給与条例」という。)に規定する教育職給料表(以下「給料表」という。)の適用を受ける者に限る。<u>第3項及び第5条から第7条までにおいて同じ。</u>)のうちその属する職務の級が給料表の1級、2級又は3級である者(指導改善研修被認定者(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第3項において同じ。))を除く。))には、その者の給料月額<u>の100分の10</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公立の義務教育諸学校等の教育職員(管理職手当の支給を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。第5条及び第6条において同じ。)については、給与条例第16条、第17条第2項及び第17条の3(夜間勤務手当に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="159 1158 1093 1350"> <tbody> <tr> <td>令和8年1月1日から同年12月31日まで</td> <td>100分の5</td> </tr> <tr> <td>令和9年1月1日から同年12月31日まで</td> <td>100分の6</td> </tr> <tr> <td>令和10年1月1日から同年12月31日まで</td> <td>100分の7</td> </tr> <tr> <td>令和11年1月1日から同年12月31日まで</td> <td>100分の8</td> </tr> <tr> <td>令和12年1月1日から同年12月31日まで</td> <td>100分の9</td> </tr> </tbody> </table>	令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5	令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6	令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7	令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8	令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9	<p>第1条・第2条 (略) (教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 公立の義務教育諸学校等の教育職員(学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号。以下「給与条例」という。)に規定する教育職給料表の適用を受ける者に限る。第3項、第5条から第7条までにおいて同じ。)のうちその属する職務の級が<u>これらの</u>給料表の1級、2級又は3級である者には、その者の給料月額<u>の100分の4</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公立の義務教育諸学校等の教育職員(管理職手当の支給を受ける者を除く。第5条及び第6条において同じ。)については、給与条例第16条、第17条第2項及び第17条の3(夜間勤務手当に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>附 則 (略) (新規)</p>
令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5										
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6										
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7										
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8										
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9										

任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例
の一部を改正する条例

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	358,000
2	395,000
3	424,000

第6条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）の一部を次

のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第4条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）第5条第1項及び第2項の規定並びに第3条の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は令和7年4月1日から、改正後の任期付研究員条例第6条第2項の規定及び改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、

第1条の規定による改正前の任期付研究員の採用等に関する条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

新旧対照表

○任期付研究員の採用等に関する条例<第1条関係>

新	旧																																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;"><u>428,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;"><u>491,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;"><u>556,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: right;"><u>642,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: right;"><u>746,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: right;"><u>851,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;"><u>358,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;"><u>395,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;"><u>424,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管</p>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	<u>428,000</u>	<u>2</u>	<u>491,000</u>	<u>3</u>	<u>556,000</u>	<u>4</u>	<u>642,000</u>	<u>5</u>	<u>746,000</u>	<u>6</u>	<u>851,000</u>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	<u>358,000</u>	<u>2</u>	<u>395,000</u>	<u>3</u>	<u>424,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;"><u>414,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;"><u>475,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;"><u>538,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: right;"><u>621,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: right;"><u>722,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: right;"><u>824,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;"><u>346,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;"><u>382,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;"><u>410,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管</p>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	<u>414,000</u>	<u>2</u>	<u>475,000</u>	<u>3</u>	<u>538,000</u>	<u>4</u>	<u>621,000</u>	<u>5</u>	<u>722,000</u>	<u>6</u>	<u>824,000</u>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	<u>346,000</u>	<u>2</u>	<u>382,000</u>	<u>3</u>	<u>410,000</u>
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
<u>1</u>	<u>428,000</u>																																																				
<u>2</u>	<u>491,000</u>																																																				
<u>3</u>	<u>556,000</u>																																																				
<u>4</u>	<u>642,000</u>																																																				
<u>5</u>	<u>746,000</u>																																																				
<u>6</u>	<u>851,000</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
<u>1</u>	<u>358,000</u>																																																				
<u>2</u>	<u>395,000</u>																																																				
<u>3</u>	<u>424,000</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
<u>1</u>	<u>414,000</u>																																																				
<u>2</u>	<u>475,000</u>																																																				
<u>3</u>	<u>538,000</u>																																																				
<u>4</u>	<u>621,000</u>																																																				
<u>5</u>	<u>722,000</u>																																																				
<u>6</u>	<u>824,000</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
<u>1</u>	<u>346,000</u>																																																				
<u>2</u>	<u>382,000</u>																																																				
<u>3</u>	<u>410,000</u>																																																				

新	旧
<p>理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p>	<p>理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p>

新旧対照表

○任期付研究員の採用等に関する条例<第2条関係>

新	旧
<p>(給与条例の適用除外等) 第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p>

新旧対照表

○任期付職員の採用等に関する条例<第3条関係>

新	旧																																				
<p>(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p>	<p>(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><u>1</u></td> <td style="text-align: right;"><u>405,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td style="text-align: right;"><u>455,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td style="text-align: right;"><u>508,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>4</u></td> <td style="text-align: right;"><u>574,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td style="text-align: right;"><u>655,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>6</u></td> <td style="text-align: right;"><u>765,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>7</u></td> <td style="text-align: right;"><u>893,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	<u>405,000</u>	<u>2</u>	<u>455,000</u>	<u>3</u>	<u>508,000</u>	<u>4</u>	<u>574,000</u>	<u>5</u>	<u>655,000</u>	<u>6</u>	<u>765,000</u>	<u>7</u>	<u>893,000</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><u>1</u></td> <td style="text-align: right;"><u>392,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td style="text-align: right;"><u>440,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td style="text-align: right;"><u>492,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>4</u></td> <td style="text-align: right;"><u>555,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td style="text-align: right;"><u>634,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>6</u></td> <td style="text-align: right;"><u>740,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>7</u></td> <td style="text-align: right;"><u>864,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	<u>392,000</u>	<u>2</u>	<u>440,000</u>	<u>3</u>	<u>492,000</u>	<u>4</u>	<u>555,000</u>	<u>5</u>	<u>634,000</u>	<u>6</u>	<u>740,000</u>	<u>7</u>	<u>864,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
<u>1</u>	<u>405,000</u>																																				
<u>2</u>	<u>455,000</u>																																				
<u>3</u>	<u>508,000</u>																																				
<u>4</u>	<u>574,000</u>																																				
<u>5</u>	<u>655,000</u>																																				
<u>6</u>	<u>765,000</u>																																				
<u>7</u>	<u>893,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
<u>1</u>	<u>392,000</u>																																				
<u>2</u>	<u>440,000</u>																																				
<u>3</u>	<u>492,000</u>																																				
<u>4</u>	<u>555,000</u>																																				
<u>5</u>	<u>634,000</u>																																				
<u>6</u>	<u>740,000</u>																																				
<u>7</u>	<u>864,000</u>																																				
<p>2・3 (略) (給与条例の適用除外等) 第8条 (略)</p>	<p>2・3 (略) (給与条例の適用除外等) 第8条 (略)</p>																																				
<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第16条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項、第20条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第16条第2項第1号及び学校職員給与条例第20条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第16条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項、第20条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第16条第2項第1号及び学校職員給与条例第20条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項</p>																																				

新	旧
<p>条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3～4 (略)</p>

新旧対照表

○任期付職員の採用等に関する条例<第4条関係>

新	旧
<p>(給与条例の適用除外等) 第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第16条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項、第20条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第16条第2項第1号及び学校職員給与条例第20条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第16条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項、第20条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第16条第2項第1号及び学校職員給与条例第20条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3～4 (略)</p>

報第14号～第18号関係

1 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和7年10月10日の人事委員会の勧告等を勘案し、給料表等について所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 令和7年度の改定 (公布の日施行)

(ア) 給料月額 (令和7年4月1日適用)

各給料表の給料月額を人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。(別表第1～別表第10関係)

(イ) 地域手当の支給割合 (令和7年4月1日適用)

地域手当の支給割合を次のとおりとする。(第9条の2第2項関係)

改 正	現 行
12.50/100	12.45/100

(ウ) 通勤手当の支給上限額 (令和7年4月1日適用)

自動車等の片道の使用距離区分に応じた通勤手当の支給上限額を次のとおりとする。(第9条の5第2項関係)

改 正	現 行
3万8,700円	3万1,600円

(エ) 期末手当の支給割合 (令和7年12月1日適用)

令和7年12月の支給割合を次のとおりとする。(第15条第2項及び第3項関係)

職員の区分		改 正	現 行
定年前再任	一般の職員	127.5/100	125/100

用短時間勤務職員以外の職員	特定幹部職員	107.5/100	105/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	72.5/100	70/100
	特定幹部職員	62.5/100	60/100

- (オ) 勤勉手当の支給割合 (令和7年12月1日適用)
令和7年12月の支給割合を次のとおりとする。(第16条第2項関係)

職員の区分		改正	現行
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	107.5/100	105/100
	特定幹部職員	127.5/100	125/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	52.5/100	50/100
	特定幹部職員	62.5/100	60/100

- イ 令和8年度の改定 (令和8年4月1日施行)

- (ア) 給料表及び給料月額

各給料表について、国を上回って県独自で追加している号給を廃止する。(別表第1関係等)

- (イ) 通勤手当の支給上限額

自動車等の片道の使用距離区分に応じた通勤手当の支給上限額を次のとおりとする。(第9条の5第2項関係)

改正	令和7年度の改正
6万6,400円	3万8,700円

- (ウ) 期末手当の支給割合

令和8年度以降に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。(第15条第2項及び第3項関係)

職員の区分		改正	令和7年度の改正
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	126.25/100	127.5/100
	特定幹部職員	106.25/100	107.5/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	71.25/100	72.5/100
	特定幹部職員	61.25/100	62.5/100

(エ) 勤勉手当の支給割合

令和8年度以降に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。(第16条第2項関係)

職員の区分		改正	令和7年度の改正
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	106.25/100	107.5/100
	特定幹部職員	126.25/100	127.5/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	51.25/100	52.5/100
	特定幹部職員	61.25/100	62.5/100

(3) 施行期日等

施行期日等は次のとおりとする。

改正の内容	施行期日等
(2)ア	公布の日施行。ただし、(ア)(イ)(ウ)については令和7年4月1日から、(エ)(オ)については令和7年12月1日からそれぞれ適用する。
(2)イ	令和8年4月1日施行

(4) その他（経過措置等）

ア 号給の切替え

各給料表の一部の級について、県独自で追加している号給の廃止により、令和8年3月31日において職員が受けている号給が廃止された場合は、令和8年4月1日に当該職員の属する級における最高の号給への切替えを行う。

イ 号給の切替えに伴う経過措置

(4)アに該当する職員が、令和8年4月1日に受ける給料月額が、令和8年3月31日に受ける給料月額に達しない場合は、令和9年3月31日までの間、その差額分を支給する。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

育児休暇等の対象となる子の範囲等に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 育児休暇、子の看護等休暇等の対象となる子について、同性パートナーを含む事実婚の配偶者の子を含めることとする。（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条第1項及び第15条の4第1項並びに学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条第1項及び第12条の4第1項関係）

イ 子の看護等休暇の取得日数について、子が1人の場合は6日、2人の場合は12日、3人以上の場合は15日の範囲内で取得可能とする。（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の4第1項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条の4第1項関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条第1項、第15条の5及び第16条の4第1項並びに学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条第1項、第12条の5及び第13条の4第1項関係）

(3) 施行期日

令和8年4月1日

3 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和7年10月10日の人事委員会の勧告等を勘案し、給料表等について所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 令和7年度の改定 (公布の日施行)

(ア) 給料月額 (令和7年4月1日適用)

各給料表の給料月額を人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。(別表第1～別表第5関係)

(イ) 地域手当の支給割合 (令和7年4月1日適用)

地域手当の支給割合を次のとおりとする。(第9条の2第2項関係)

改 正	現 行
12.50/100	12.45/100

(ウ) 通勤手当の支給上限額 (令和7年4月1日適用)

自動車等の片道の使用距離区分に応じた通勤手当の支給上限額を次のとおりとする。(第9条の5第2項関係)

改 正	現 行
3万8,700円	3万1,600円

(エ) 期末手当の支給割合 (令和7年12月1日適用)

令和7年12月の支給割合を次のとおりとする。(第19条第2項及び第3項関係)

職員の区分		改 正	現 行
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	127.5/100	125/100
	特定幹部職員	107.5/100	105/100
定年前再任	一般の職員	72.5/100	70/100

用短時間勤務職員	特定幹部職員	62.5/100	60/100
----------	--------	----------	--------

- (オ) 勤勉手当の支給割合 (令和7年12月1日適用)
令和7年12月の支給割合を次のとおりとする。(第20条第2項関係)

職員の区分		改正	現行
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	107.5/100	105/100
	特定幹部職員	127.5/100	125/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	52.5/100	50/100
	特定幹部職員	62.5/100	60/100

- イ 教員の処遇改善 (令和8年1月1日施行)

- (ア) 教員特殊業務手当の支給上限額
非常災害時等の緊急業務に従事した場合について、支給上限額を7,500円から8,000円に引き上げる。(第13条の4第2項関係)

- (イ) 義務教育等教員特別手当の支給上限額等
職務の級及び号給の別に応じた支給額の引き下げとともに、業務の困難性に応じた加算を行うことに伴い、支給上限額の見直しを行う。(第20条の3関係)

- (ウ) 管理職の給料月額
教職調整額の対象とならない総括校長、校長、副校長及び教頭について、給料月額に加算を行う。(別表第1関係)

- ウ 令和8年度の改定 (令和8年4月1日施行)

- (ア) 給料表及び給料月額
各給料表について、国を上回って県独自で追加している号給を廃止する。(別表第1～別表第5関係)

- (イ) 通勤手当の支給上限額

自動車等の片道の使用距離区分に応じた通勤手当の支給上限額を次のとおりとする。（第9条の5第2項関係）

改正	令和7年度の改正
6万6,400円	3万8,700円

(ウ) 期末手当の支給割合

令和8年度以降に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。（第19条第2項及び第3項関係）

職員の区分		改正	令和7年度の改正
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	126.25/100	127.5/100
	特定幹部職員	106.25/100	107.5/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	71.25/100	72.5/100
	特定幹部職員	61.25/100	62.5/100

(エ) 勤勉手当の支給割合

令和8年度以降に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。（第20条第2項関係）

職員の区分		改正	令和7年度の改正
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	106.25/100	107.5/100
	特定幹部職員	126.25/100	127.5/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	51.25/100	52.5/100
	特定幹部職員	61.25/100	62.5/100

(オ) 特殊勤務手当（夜間学級業務手当）の新設

夜間学級で勤務する教育職員に対して、日額1,000円の夜間学級業務手当を支給する。（第10条第2項及び改正後の第13条の6関係）

(3) 施行期日等

施行期日等は次のとおりとする。

改正の内容	施行期日等
(2)ア	公布の日施行。ただし、(ア)(イ)(ウ)については令和7年4月1日から、(エ)(オ)については令和7年12月1日からそれぞれ適用する。
(2)イ	令和8年1月1日施行
(2)ウ	令和8年4月1日施行

(4) その他（経過措置等）

ア 号給の切替え

各給料表の一部の級について、県独自で追加している号給の廃止により、令和8年3月31日において職員が受けている号給が廃止された場合は、令和8年4月1日に当該職員の属する級における最高の号給への切替えを行う。

イ 号給の切替えに伴う経過措置

(4)アに該当する職員が、令和8年4月1日に受ける給料月額が、令和8年3月31日に受ける給料月額に達しない場合は、令和9年3月31日までの間、その差額分を支給する。

4 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教職調整額を令和8年1月1日から段階的に引き上げるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 公立の義務教育諸学校等の教育職員に支給される教職調整額について、給料月額 \times 100分の4に相当する額から、100分の10に相当する額に段階的に引き上げる。(第3条第1項及び改正後の附則第2項関係)

イ 指導改善研修被認定者(教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。以下同じ。)について、教職調整額を支給しないこととする。(第3条第1項関係)

ウ その他所要の規定の整備を行う。(第3条第1項及び第3項並びに附則関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和8年1月1日

イ 経過措置

施行の日前に現に指導改善研修被認定者に該当している者については、教育公務員特例法第25条第4項の認定を受けるまでの間、給料月額 \times 100分の4に相当する額の教職調整額を支給するものとする。

5 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和7年10月10日の人事委員会勧告等を勘案して、給料表等について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(ア) 令和7年度の改定 (公布の日施行)

a 給料月額 (令和7年4月1日適用)

人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。

(第5条関係)

b 期末手当の支給割合 (令和7年12月1日適用)

令和7年12月の支給割合を次のとおりとする。(第6条第2項関係)

改 正	現 行
177.5/100	172.5/100

(イ) 令和8年度の改定 (令和8年4月1日施行)

a 期末手当の支給割合

令和8年度以降の支給割合を次のとおりとする。(第6条第2項関係)

改 正	令和7年度の改正
175/100	177.5/100

イ 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(ア) 令和7年度の改定 (公布の日施行)

a 給料月額 (令和7年4月1日適用)

人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。

(第7条第1項関係)

b 期末手当の支給割合 (令和7年12月1日適用)

令和7年12月の支給割合を次のとおりとする。(第8条

第2項関係)

改正	現行
97.5/100	95/100

- c 勤勉手当の支給割合 (令和7年12月1日適用)
令和7年12月の支給割合を次のとおりとする。(第8条第2項関係)

改正	現行
90/100	87.5/100

- (イ) 令和8年度の改定 (令和8年4月1日施行)

- a 期末手当の支給割合
令和8年度以降の支給割合を次のとおりとする。(第8条第2項関係)

改正	令和7年度の改正
96.25/100	97.5/100

- b 勤勉手当の支給割合 (令和8年4月1日適用)
令和8年度以降の支給割合を次のとおりとする。(第8条第2項関係)

改正	令和7年度の改正
88.75/100	90/100

(3) 施行期日

改正の内容	施行期日等
(2)ア(ア)及び (2)イ(ア)	公布の日施行。ただし、(2)ア(ア)a及び(2)イ(ア)aについては令和7年4月1日から、(2)ア(ア)b並びに(2)イ(ア)b及びcについては令和7年12月1日からそれぞれ適用する。
(2)ア(イ)及び (2)イ(イ)	令和8年4月1日施行